

改正

平成10年3月26日条例第12号
平成10年10月1日条例第23号
平成11年9月30日条例第20号
平成12年9月29日条例第32号
平成12年12月25日条例第38号
平成13年9月27日条例第28号
平成14年3月27日条例第18号
平成14年9月27日条例第33号
平成15年12月24日条例第45号
平成17年6月30日条例第47号
平成17年10月24日条例第63号
平成17年12月21日条例第144号
平成18年3月9日条例第24号
平成18年9月30日条例第49号
平成18年12月25日条例第118号
平成19年10月1日条例第45号
平成20年3月27日条例第37号
平成21年3月26日条例第12号
平成21年12月22日条例第36号
平成22年3月26日条例第13号
平成23年3月16日条例第7号
平成23年3月31日条例第13号
平成23年8月5日条例第20号
平成23年12月26日条例第33号
平成24年3月27日条例第19号
平成24年10月1日条例第51号
平成24年12月21日条例第97号
平成25年5月10日条例第28号

平成25年10月1日条例第41号

平成25年12月24日条例第52号

平成26年3月25日条例第10号

平成26年10月1日条例第46号

平成27年5月21日条例第32号

相模原市市営住宅条例

相模原市市営住宅条例（昭和35年相模原市条例第22号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条 第3条）

第1章の2 公営住宅等の整備基準（第3条の2 第3条の17）

第2章 公営住宅の管理

第1節 入居（第4条 第15条）

第2節 家賃等（第16条 第23条）

第3節 入居者の義務（第24条 第31条）

第4節 収入超過者等（第32条 第38条）

第5節 雑則（第39条 第47条）

第3章 特定公共賃貸住宅の管理（第48条 第62条）

第3章の2 準公営住宅の管理（第62条の2 第62条の7）

第4章 駐車場の管理（第63条 第73条）

第5章 指定管理者（第74条 第80条）

第6章 補則（第81条 第84条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく公営住宅、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）に基づく特定公共賃貸住宅及び準公営住宅並びに共同施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公営住宅 本市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 特定公共賃貸住宅 本市が特定優良賃貸住宅法第18条第1項の規定により、建設及び管理を行い、第48条に規定する要件を満たす者に賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- (3) 準公営住宅 特定公共賃貸住宅としての用途を変更した住宅及びその附帯施設で、公営住宅に準じて低額所得者に賃貸するためのものをいう。
- (4) 市営住宅 公営住宅、特定公共賃貸住宅及び準公営住宅をいう。
- (5) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第1条に規定する施設をいう。
- (6) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (7) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。）第1条第3号に規定する所得をいう。
- (8) 公営住宅建替事業 本市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (9) 住宅審議会 附属機関の設置に関する条例（昭和37年相模原市条例第17号）に基づき設置された相模原市住宅審議会をいう。

（市営住宅の設置等）

第3条 本市に市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）を設置する。

2 市営住宅の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。

第1章の2 公営住宅等の整備基準

（健全な地域社会の形成）

第3条の2 公営住宅及び共同施設（以下この章において「公営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第3条の3 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の4 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の5 公営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして

市長が定める措置が講じられていなければならない。

- 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第3条の9 公営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、32平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン放送受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

- 3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第3条の11 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るためのものとして市長が定める措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(災害時等における適用除外)

第3条の13 災害時等に一時的又は緊急的に公営住宅を整備する場合において、法第2条第6号に規定する公営住宅の借上げに係る公営住宅については、第3条の

8 第2項から第5項まで、第3条の9第3項、第3条の10及び第3条の11の規定は適用しない。

(児童遊園)

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第2章 公営住宅の管理

第1節 入居

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとする。

(1) 広報さがみはらに掲載

(2) 市庁舎その他市内の適当な場所における掲示

2 前項の公募に当たっては、市長は、公営住宅の名称、位置、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明示する。

(公募の例外)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる理由に係る者を公募を行わず、公営住宅に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の滅失

- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（同法第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号及び次号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて、市長が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であると認められること。
- (8) 既存入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となると認められること。
（入居者資格）

第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の条件を備える者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) 市内に1年以上居住する者であること。ただし、海外からの引揚者にあつては、この限りでない。
- (3) 入居の申込みをした日において、その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。
ア（ア）、（イ）、（ウ）又は（エ）に掲げるいずれかの場合 214,000円

- (ア) 60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (イ) 入居者又は同居者に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する**障害者でその障害の程度**が次のaからcまでに掲げる障害の種類に応じ当該aからcまでに該当するものがある場合
- a **身体障害** 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
- b **精神障害**（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ウ) 入居者又は同居者に次項第3号、第4号、第7号又は第8号に該当する者がある場合
- (エ) 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合
- イ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）で同項第1号に規定する条件を備えず、かつ、同項第2号から第5号までに規定する条件を備える者については、規則で定める規模の公営住宅に入居することがで

きる。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ当該アからウまでに該当するもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 次に掲げるいずれかの支援給付を受けている者
 - ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付
 - イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付
 - ウ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者
- (7) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律

第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

3 公営住宅のうち老人同居世帯向け、多人数世帯向け、身体障害者世帯向け又は老人世帯向けとして市長が別に定めるものに入居することができる者は、第1項に定めるもののほか、規則で定める条件を備えなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、規則で、公営住宅に入居することができる者の資格について制限を加えることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を備える者とみなす。

2 前条第1項第3号イに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号(同条第2項に規定する者にあつては、同条第1項第2号から第5号まで)に掲げる条件を備えるほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定の適用を受ける者にあつては、前条第1項第1号から第3号までの条件を備えることを要しない。

(入居の申込み)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅に入居しようとするもの

は、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

(入居の決定)

第9条 市長は、公営住宅の入居者を決定した場合は、当該入居者として決定した者(第11条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下「入居決定者」という。)に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を行う場合において、当該公営住宅が借上げに係るものであるときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げ期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を併せて通知するものとする。

(入居者の選考等)

第10条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、当該入居の申込みをした者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの公営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。)

(5) 収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者

2 市長は、前項の規定により入居者を選考するときは、住宅審議会の意見を聴いて、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 入居の申込みをした者の住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

(2) 入居の申込みをした者について公開抽選を行い、これにより抽出した者の住宅に困窮する実情を調査し、入居者を決定する。

3 前項第1号に規定する住宅に困窮する度合いの判定基準は、住宅審議会の意見を聴いて市長が定める。

4 市長は、第1項に規定する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で速やかに公営住宅に入居することを必要としているものについては、優先的に選考することができる。

(1) 第5条各号に掲げる理由に係る者

(2) 本市の行う公共事業(第5条第4号から第6号までに規定する事業を除く。)により住宅を除却される者

(3) 第6条第2項に規定する者

(4) 第6条第3項に規定する者

(5) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫

(6) 心身障害者のうち規則で定める者(第6条第1項第1号に規定する親族に当該心身障害者がいる場合を含む。)

(7) 長期間にわたり住宅に困窮している者

(8) その他前各号に準ずる者

(入居補欠者)

第11条 市長は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、次項に規定する入居補欠者の補欠の有効期間内に、入居決定者が入居しないとき又は入居者が当該公営住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定するものとする。

3 入居補欠者の補欠の有効期間は、公募の都度、市長が定める。

(入居の手續)

第12条 入居決定者は、市長が指定する期日から10日以内に、次に掲げる手續をしなければならない。

(1) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人1人の連署する請書を提出すること。

(2) 第22条第1項に規定する敷金を納付すること。

2 入居決定者がやむを得ない事情により前項各号に規定する手續を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に規定する手續をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による

請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、入居決定者が第1項に規定する手続をしたときは、当該入居決定者に対し、入居日を指定するものとする。

(入居決定の取消し)

第13条 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

(1) 第8条の入居の申込み又は前条第1項の手続に虚偽の事実のあることが判明したとき。

(2) 前条第1項又は第2項に規定する期間内に同条第1項に規定する手続をしないとき。

(3) 前条第4項の規定により指定された入居日(以下「入居指定日」という。)から10日以内に公営住宅に入居しないとき。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第14条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者と同居させようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合において、省令第10条第2項の特別の事情その他必要な事項は、規則で定める。

(入居の承継)

第15条 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、市長の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。

2 前項の承認をする場合において、省令第11条第2項において準用する省令第10条第2項の特別の事情その他必要な事項は、規則で定める。

第2節 家賃等

(家賃の決定)

第16条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、第18条第1項の規定により認定された収入(同条第2項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第32条第1項及び第2項、第34条第1項並びに第37条第1項において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者から

の収入の申告がない場合において、第40条第1項の請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 政令第2条第1項第4号の規定により定める数値は、規則で定める。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。
- 4 入居指定日から第1項の規定に基づき家賃の決定がなされる日までの間の入居者の毎月の家賃は、当該入居者が入居の申込みの際に申告した収入に基づき、第1項に規定する方法により算出した額とする。

(収入の申告)

第17条 入居決定者は、市長に対し、市長が指示する期日までに収入を申告しなければならない。

- 2 入居者は、毎年度、市長に対し、市長が定める期間内に収入を申告しなければならない。
- 3 前2項の規定による収入の申告に関し必要な事項は、規則で定める。

(収入の認定)

第18条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者(入居決定者を含む。次項及び次条において同じ。)に通知するものとする。

- 2 入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、家賃を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 入居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第20条 市長は、入居者から、入居指定日から当該入居者が公営住宅を明け渡した日（第35条第1項、第41条第1項若しくは第46条第1項第5号の規定により明渡し請求があったときは、明渡しの期限として指定した日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は同項各号（第5号を除く。）の規定により明渡し請求があったときは、その請求があった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（月の途中で公営住宅を明け渡した場合は、明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居者が新たに公営住宅に入居した場合又は公営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。

4 入居者が第82条に規定する手続を経ないで公営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

（督促）

第21条 家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しない者に対する督促については、相模原市債権の管理に関する条例（平成24年相模原市条例第3号）の定めるところによる。

（違約金の徴収）

第21条の2 市長は、家賃を第20条第2項に規定する納期限までに納付しない者がある場合において、前条の規定により督促をしたときは、当該家賃の額（その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に相当する違約金額を加算して徴収するものとする。

2 違約金の額の計算に用いる年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 市長は、入居者が家賃を第20条第2項に規定する納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、違約金を減額し、又は免除することができる。

(敷金)

第22条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

2 市長は、第19条各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該敷金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 第1項に規定する敷金は、入居者が公営住宅を明け渡した後、還付する。ただし、未納の家賃、損害賠償金等があるときは、敷金のうちからこれらの額を控除した額を還付する。

4 敷金には、利子を付けない。

(敷金の運用等)

第23条 市長は、敷金を金融機関への預金等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するよう努めなければならない。

第3節 入居者の義務

(修繕費用の負担)

第24条 公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、次条第1号及び第2号に掲げるものを除き、本市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき理由により前項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 借上げに係る公営住宅及び共同施設の修繕費用における前2項の規定の適用については、第1項中「本市」とあり、及び前項中「市長」とあるのは「当該借上げに係る公営住宅及び共同施設の所有者」とする。

(入居者の費用負担義務)

第25条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替えその他市長が別に定める軽微な修繕に要する費用

(2) 給水栓、スイッチその他市長が別に定める附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(3) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(4) 汚物及びごみの処理並びに浄化槽の清掃に要する費用

(5) 共同施設、エレベーター、給水施設等の使用、維持及び運営に要する費用
(入居者の保管義務)

第26条 入居者は、公営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき理由により、公営住宅又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、入居者が原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
(長期不使用の届出)

第27条 入居者が公営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ、市長が別に定めるところにより、市長に届け出なければならない。
(転貸等の禁止)

第28条 入居者は、公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。
(用途変更の禁止)

第29条 入居者は、公営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、当該公営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。
(模様替等の禁止)

第30条 入居者は、公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認をするに当たり、入居者が当該公営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項ただし書の承認を受けずに公営住宅を模様替し、又は増築したときは、入居者は、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

4 入居者が、前項の規定に違反し、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
(有害物の持込みの禁止等)

第31条 入居者は、衛生上有害又は保安上危険な物を公営住宅に持ち込んではいない。

2 入居者は、公営住宅において、規則で定める動物以外の動物を飼育してはならない。

3 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第4節 収入超過者等

(収入超過者等に関する認定)

第32条 市長は、毎年度、第18条第1項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、毎年度、第18条第1項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、理由があると認めるときは、当該認定を取り消し、又は変更するものとする。

(明渡し努力義務)

第33条 収入超過者は、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者の家賃)

第34条 第32条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者は、第16条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る収入により家賃を決定する期間、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 第19条から第21条の2までの規定は、前項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第35条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、住宅審議会の意見を求めるものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やか

に、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

（明渡期限の延長等）

第36条 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その者から申出があったときは、同項の期限を延長することができる。

- (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

2 市長は、前項各号の場合において特に必要があると認めるときは、当該明渡し
の請求を取り消すことができる。

（高額所得者の家賃等）

第37条 第32条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第16条第1
項及び第34条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る収入により家賃を決定
する期間、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 第35条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても
公営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から
当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家
賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 第19条から第21条の2までの規定は第1項の家賃に、第19条及び第20条（第1
項を除く。）から第21条の2までの規定は前項の金銭について、それぞれ準用す
る。

（住宅のあっせん等）

第38条 市長は、収入超過者及び高額所得者に対して、当該収入超過者及び高額所
得者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当
な住宅への入居のあっせん等に努めるものとする。

第5節 雑則

（期間通算）

第39条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居さ
せた場合における前節の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係

る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第43条の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における前節の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

3 前2項に定める場合のほか、市長がこの条例の規定により公営住宅の入居者を引き続き他の公営住宅に入居させた場合における前節の規定の適用については、その者が従前の公営住宅に入居していた期間は、その者が新たに入居した他の公営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第40条 市長は、第16条第1項、第34条第1項若しくは第37条第1項の規定による家賃の決定、第19条(第34条第2項又は第37条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第21条の2第3項(第34条第2項又は第37条第3項において準用する場合を含む。)の規定による違約金の減免、第22条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第35条第1項の規定による明渡しの請求、第38条の規定による住宅のあっせん等又は第43条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する収入状況の報告の請求等を、その職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は前項の指定を受けた職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は他に使用してはならない。

(公営住宅建替事業による明渡請求等)

第41条 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定により、除却しようとする公営住宅の入居者に対して、建替計画の通知をした後、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過

した日以後の日とする。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

4 第37条第2項の規定は、第1項の規定による公営住宅建替事業の施行に伴う明渡請求を行った場合に準用する。この場合において、第37条第2項中「第35条第1項」とあるのは「第41条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(仮住居の提供)

第42条 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者に対し、必要な仮住居を提供しなければならない。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第43条 公営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該公営住宅建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。この場合において、第6条第1項、第2項及び第4項並びに第7条第2項の規定は、適用しない。

(移転料の支払)

第44条 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い住居を移転した入居者に対して、通常必要な移転料を支払わなければならない。

2 市長は、公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止に伴い住居を移転した入居者に対して、必要があると認めるときは、通常必要な移転料を支払うことができる。

(公営住宅建替事業等に伴う家賃の特例)

第45条 市長は、第43条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第34条第1項又は第37条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(不正な行為がある場合等の明渡請求)

第46条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、期限を定めて、公営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正な行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- (4) 入居者が正当な理由がなく15日以上公営住宅を使用しないとき。
- (5) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (6) 入居者が暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入居者がこの条例の規定に違反したとき。

2 前項の規定による公営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、市長が定めた期限までに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第4号まで、第6号及び第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第5号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、法第32条第6項の規定により入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

（社会福祉法人等による公営住宅の使用）

第47条 市長は、社会福祉事業（公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第1条で定める事業に限る。以下同じ。）を運

営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は同省令第2条に定める者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を住宅として使用して、当該社会福祉事業を行うことが必要である場合において、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がないと認めるときは、管理上の条件を付して当該社会福祉法人等に使用させることができる。

2 前項の規定により公営住宅を使用しようとする社会福祉法人等は、市長が別に定める手続により、許可を受けなければならない。

3 第1項の規定により当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させる場合の使用料は、近傍同種の住宅の家賃の額以下で、市長が定める額とする。

4 前3項に定めるもののほか、社会福祉法人等による公営住宅の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第3章 特定公共賃貸住宅の管理

（入居者資格）

第48条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、自ら居住するため住宅を必要とする市内に居住し、又は在勤する者のうち、第62条で準用する第6条第1項第1号及び第5号に規定する条件を備えるとともに、入居の申込みをした日において、特定優良賃貸住宅法施行規則第6条及び第7条に規定する所得の範囲内で、規則で定める額の所得を有するものでなければならない。

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、規則で、特定公共賃貸住宅に入居することができる者の資格について制限を加えることができる。

（入居の申込み）

第49条 前条に規定する要件を満たす者で特定公共賃貸住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

（入居の決定）

第50条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者を決定した場合は、当該入居者として決定した者（第52条第2項の規定により入居者として決定した者を含む。以下「特定公共賃貸住宅の入居決定者」という。）に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（入居者の選考等）

第51条 第62条で準用する第4条の規定により公募をした場合において、特定公共

賃貸住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超えるときは、第48条に規定する要件を満たす者について公開抽選を行い、入居者を決定する。

2 市長は、規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者については、1回の公募ごとに賃貸しようとする特定公共賃貸住宅の戸数の5分の1を超えない範囲内の戸数について、前項に規定する抽選以外の抽選により当該特定公共賃貸住宅の入居者を決定することができる。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、第62条で準用する第5条第1号及び第2号並びに第5号から第8号までに掲げる理由に係る者、第61条第2号の規定による明渡請求に係る者並びに公営住宅建替事業による公営住宅の除却に係る者については、公募を行わず、特定公共賃貸住宅に入居させることができる。

(入居補欠者)

第52条 市長は、前条第1項及び第2項の規定により入居者を決定する場合において、入居予定者のほかに補欠として別に順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、次項に規定する入居補欠者の補欠の有効期間内に、特定公共賃貸住宅の入居決定者が入居しないとき又は入居者が当該特定公共賃貸住宅を明け渡したときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い、入居者を決定するものとする。

3 入居補欠者の補欠の有効期間は、公募の都度、市長が定める。

(入居決定の取消し)

第53条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定公共賃貸住宅の入居の決定を取り消すことができる。

(1) 第49条の入居の申込み又は第62条で準用する第12条第1項の手續に虚偽の事実のあることが判明したとき。

(2) 第62条で準用する第12条第1項又は第2項に規定する手續をしないとき。

(3) 第62条で準用する第12条第4項の規定により指定された入居日から10日以内に特定公共賃貸住宅に入居しないとき。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第54条 特定公共賃貸住宅の入居者は、当該特定公共賃貸住宅の入居の際に同居し

た親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合の基準その他必要な事項は、規則で定める。

(入居の承継)

第55条 特定公共賃貸住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、市長の承認を受けて、引き続き、当該特定公共賃貸住宅に居住することができる。

2 前項の承認をする場合の基準その他必要な事項は、規則で定める。

(家賃の決定及び変更)

第56条 特定公共賃貸住宅の家賃は、特定優良賃貸住宅法施行規則第20条第1項及び第2項で定める算出方法に準じて算出した額を超えない範囲内で、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう規則で定める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定優良賃貸住宅法施行規則第20条及び第21条で定める算出方法に準じて算出した額を超えない範囲内で、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう家賃を変更することができる。

- (1) 物価その他経済事情の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃の額との格差が大きいと認めるとき。
- (3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したとき。

(家賃の減額)

第57条 市長は、入居者の家賃負担の軽減を図るため、期限を定めて家賃の減額を行うことができる。

2 前項に規定する減額は、前条の規定により定められた家賃と次条に規定する入居者負担額との差額(以下「差額」という。)を当該家賃から控除することにより行うものとする。

(入居者負担額)

第58条 市長は、前条に規定する家賃の減額を行うため、規則で、所得の区分に応じた入居者負担額を定める。

(減額の申請等)

第59条 入居者は、第57条に規定する家賃の減額を受けようとするときは、所得を証明する書類を添付した減額申請書を毎年市長の指定する日までに市長に提出し

なければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、その所得を認定して、家賃の減額について決定する。
- 3 市長は、前項の規定により家賃の減額を行うことを決定したときは、家賃、差額、入居者負担額、減額期間その他必要な事項を明記して、毎年入居者に対し通知する。
- 4 市長は、第1項に規定する申請書の提出がない場合は、当該入居者に対し家賃の減額を行わないものとする。
- 5 市長は、入居者が偽りその他不正の行為により第1項の規定による申請をし、家賃の減額を受けた場合は、当該申請に係る減額期間内における家賃の減額の決定を取り消すことができるものとする。

(家賃の減免及び徴収猶予)

第60条 市長は、入居者に特別な事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

(明渡請求)

第61条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、期限を定めて、特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

(1) 次条で準用する第46条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に該当するとき。

(2) 市長が規則で定める公益上及び管理上必要と認めるとき。

(準用)

第62条 第4条、第5条第1号、第2号及び第5号から第8号まで、第6条第1項第1号及び第5号、第12条、第20条から第21条の2まで、第22条第1項、第3項及び第4項、第23条、第24条第1項及び第2項、第25条から第31条まで並びに第46条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号並びに第2項から第4項までの規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、「収入」とあるのは「所得」と、「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「第56条第1項及び第2項で定める家賃の額」と読み替えるものとする。

第3章の2 準公営住宅の管理

(準公営住宅の管理)

第62条の2 準公営住宅の管理については、この章に定めるもののほか、公営住宅の管理の例による。

(用途廃止に係る公営住宅の入居者資格の特例)

第62条の3 準公営住宅の用途の廃止により当該準公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を備える者とみなす。

(期間通算)

第62条の4 市長がこの条例の規定により準公営住宅の入居者を引き続き公営住宅に入居させた場合における第2章第4節の規定の適用については、その者が従前の準公営住宅に入居していた期間は、その者が新たに入居した公営住宅に入居している期間に通算する。

(除却等に伴う明渡し請求)

第62条の5 市長は、規則で定める公益上及び管理上準公営住宅の除却が必要と認めるときは、準公営住宅の入居者に対して、期限を定めて、当該準公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日とする。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該準公営住宅を明け渡さなければならない。

4 第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても準公営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該準公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

(仮住居の提供)

第62条の6 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者に対し、必要な仮住居を提供しなければならない。

(家賃の特例)

第62条の7 市長は、準公営住宅の用途の廃止による準公営住宅の除却に伴い当該準公営住宅の入居者を公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の準公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第16条第1項、第34条第1項

又は第37条第1項の規定にかかわらず、政令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

第4章 駐車場の管理

(駐車場の管理)

第63条 市営住宅の共同施設として設置した駐車場の管理は、この章の定めるところによる。

(使用者の資格)

第64条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を備える者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 第46条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号(第62条で準用する場合及び第62条の2の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に掲げるいずれの場合にも該当しないこと。

(自動車の規格)

第65条 駐車場に駐車することができる自動車の規格は、規則で定める。

(使用の申込み)

第66条 駐車場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、使用の申込みをしなければならない。

(使用者の選考)

第67条 市長は、前条の規定による申込みをした者(以下「使用申込者」という。)の数が、使用させるべき駐車場の台数を超える場合においては、市長の定めるところにより選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし、当該使用申込者が身体障害者である場合、当該使用申込者と同一の世帯に身体障害者がいる場合その他の規則で定める特別な事情がある場合は、選考によらず、駐車場の使用者を決定するものとする。

(使用の決定)

第68条 市長は、前条の規定により駐車場の使用者を決定した場合は、当該決定に係る使用申込者に対し、その旨及び指定する使用の開始日(以下「使用開始日」という。)を通知するものとする。

2 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項の決定に条件を付す

ことができる。

(駐車場使用者の届出義務)

第69条 駐車場の使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 自動車の使用者、所有者、車種等を変更しようとするとき。
- (2) 駐車場の使用を中止しようとするとき。

(使用料)

第70条 駐車場の使用料は、近傍類似の駐車場の料金の額以下で、規則で定める額とする。

- 2 市長は、特別な事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。
- 3 市長は、駐車場の使用者から、使用開始日から当該使用者が駐車場を明け渡した日(第72条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、その請求があった日)までの間、使用料を徴収する。

(使用料の変更)

第71条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、駐車場の使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 市営住宅相互間における駐車場の使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用決定の取消し等)

第72条 市長は、使用決定者又は駐車場の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該駐車場の使用の決定を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正な行為によって使用決定者となったとき。
- (2) 駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (4) 正当な理由がなく15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第64条各号に掲げる条件を備えなくなったとき。
- (6) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

(7) その他駐車場の管理上必要があると認めるとき。

2 第46条第2項から第5項まで(第62条で準用する場合及び第62条の2の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定は、前項の明渡しについて準用する。この場合において、同条中「公営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍類似の駐車場の料金」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第72条第1項第1号」と、同条第4項中「第1項第2号から第4号まで、第6号及び第7号」とあるのは「第72条第1項第2号から第5号まで及び第7号」と、同条第5項中「第1項第5号」とあるのは「第72条第1項第6号」と読み替えるものとする。

(準用)

第73条 この章に定めるもののほか、第20条第2項から第4項まで、第21条、第21条の2、第27条、第28条、第29条本文、第30条第1項本文、第31条第1項及び第3項並びに第82条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居」とあるのは「使用」と、「公営住宅」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第5章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第74条 市長は、市営住宅等の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、その管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の公募)

第75条 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、公募するものとする。

(指定管理者の指定の申請等)

第76条 前条の規定による公募(以下「公募」という。)に係る指定管理者の指定を受けようとするものは、市営住宅等の管理に関する業務の実施方法その他の事項についての計画書(以下「事業計画書」という。)その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請したもののうち、次に掲げる基準(以下「指定

の基準」という。)に最も適合していると認めるものを、指定管理者として指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が市営住宅等の管理に関する業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

(2) 事業計画書に沿った市営住宅等の管理に関する業務の適正かつ確実な実施に必要な能力を有するものであること。

(指定管理者の指定の特例)

第77条 前条の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、特に緊急を要するため新たに公募を行う時間的余裕がないことが明らかである場合は、法人その他の団体の中から市営住宅等の設置の目的を最も効果的に達成できると思料するものを指定管理者として指定することができる。

(1) 前条第2項の規定により指定管理者として指定しようとしたものが、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、新たに判明した事実により市営住宅等の管理を行うことが不相当と認められた場合又はそのものの事情により指定管理者の指定を辞退した場合で、同一の公募により、前条第1項の規定による申請(以下「指定の申請」という。)をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがないとき。

(2) 指定の申請をしたものに指定の基準に適合していると認めるものがない場合

(3) 指定の申請をするものがない場合

2 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、当該団体に対し、前条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(その他の事項の規則委任)

第78条 第74条から前条までに定めるもののほか、指定の申請の資格、指定管理者の指定の手續等について必要な事項は、別に規則で定める。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第79条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 市営住宅等の維持管理に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

(2) 市営住宅の入居に関する業務のうち、市長が別に定めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理上必要と認められる業務で、

市長が別に定めるもの

(指定管理者の管理に係る読替え)

第80条 市営住宅等の管理を指定管理者が行う場合において、第24条、第67条から第69条まで及び第72条の規定の適用については、第24条第1項中「本市」とあるのは「本市又は第74条に規定する指定管理者」と、同条第2項、第67条から第69条まで及び第72条中「市長」とあるのは「市長又は第74条に規定する指定管理者」とする。

第6章 補則

(市営住宅監理員)

第81条 市長は、市職員のうちから市営住宅監理員(以下「監理員」という。)を任命することができる。

2 監理員は、市営住宅等の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導をする。

(住宅の検査)

第82条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の7日前までに市長に届け出て、監理員又は市長の指示する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第30条第1項ただし書(第62条で準用する場合及び第62条の2の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により市営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査の日までに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。ただし、市長が原状回復又は撤去が必要でないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の検査により、第25条第1号又は第2号(第62条で準用する場合及び第62条の2の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に規定する修繕に要する費用が生じたときは、当該入居者がその費用を負担するものとする。

4 入居者が、第2項本文の規定に違反し、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(立入検査)

第83条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適切な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定による検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第84条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定、別表第1号の表中星が丘住宅に係る部分及び別表第2号の表の規定並びに次項、附則第5項及び第13項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(相模原市借上公共賃貸住宅条例の廃止)

2 相模原市借上公共賃貸住宅条例(平成5年相模原市条例第33号。以下「旧借上条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の相模原市市営住宅条例(以下「新条例」という。)第2条第3号、第6条、第7条、第14条から第23条まで、第32条から第43条まで、第45条及び第46条の規定は適用せず、改正前の相模原市市営住宅条例(以下「旧条例」という。)第2条第5号、第3条、第3条の2、第11条から第20条の3まで、第25条、第30条及び第32条から第34条までの規定は、なおその効力を有する。

4 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧条例第6条第9号中「他の市営住宅の入居者が世帯構成に異動があつたことにより当該市営住宅に」とあるのは、「現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となつたことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。

5 新条例の施行の日において現に旧借上条例第3条の規定により設置し、又は管

理されている借上公共賃貸住宅（以下「旧借上住宅」という。）については、公営住宅法の一部を改正する法律による改正後の公営住宅法（以下「新法」という。）の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。

6 旧借上住宅に入居していた者が前項の規定の施行の日において同項の規定により新法の規定に基づいて供給されたとみなされる市営住宅に入居している場合における新条例第2章第4節の規定の適用については、その者が当該旧借上住宅に入居していた期間は、当該市営住宅に入居している期間に通算する。

7 新条例第16条第1項、第34条第1項又は第37条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第3項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、旧借上住宅については附則第1項ただし書の規定にかかわらず附則第5項の規定の施行の日以前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。

8 平成10年4月1日において現に附則第3項の市営住宅に入居している者のうち次の各号に掲げる場合に該当するものの平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、当該各号に定める額とする。

(1) その者に係る新条例第16条又は第19条の規定による家賃の額（以下この号及び次項第1号において「新家賃の額」という。）が旧条例第12条から第14条までの規定による家賃の額（以下この号において「旧家賃の額」という。）を超える場合 新家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額を加えて得た額

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

(2) その者に係る新条例第34条又は第37条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額（以下この号及び次項第2号において「新家賃の額」という。）が旧条例第12条から第14条まで又は第20条の3第5項の規定による家賃の額に旧条

例第20条の規定による割増賃料の額を加えて得た額（以下この号において「旧家賃の額」という。）を超える場合 新家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額に前号の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額を加えて得た額

9 平成10年4月1日において現に附則第5項の規定により新法の規定に基づいて供給された市営住宅とみなされる旧借上住宅に入居している者のうち次の各号に掲げる場合に該当するものの平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、当該各号に定める額とする。

(1) その者に係る新家賃の額が旧借上条例第18条第1項第1号又は第20条の規定による入居者負担金の額（以下この号において「旧入居者負担金の額」という。）を超える場合 新家賃の額から旧入居者負担金の額を控除して得た額に前項第1号の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧入居者負担金の額を加えて得た額

(2) その者に係る新家賃の額が旧借上条例第18条第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項又は第20条の規定による入居者負担金の額（以下この号において「旧入居者負担金の額」という。）を超える場合 新家賃の額から旧入居者負担金の額を控除して得た額に前項第1号の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧入居者負担金の額を加えて得た額

10 平成10年4月1日前に旧条例又は旧借上条例の規定によってした請求、手続きその他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

11 新条例第3章の規定による駐車場の使用に関し必要な手続きその他の行為は、附則第1項ただし書の規定にかかわらず、新条例第3章の規定の施行の日前においても新条例の例によりすることができる。

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

13 平成21年4月1日において現に公営住宅に入居している者で、平成21年4月1日以降の家賃の額（以下この項において「新家賃の額」という。）が平成21年3月の家賃の額（以下この項において「旧家賃の額」という。）を超えるものの平成21年度から平成24年度までの各年度の家賃の額は、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正後の公営住宅法施行令（以下「改

正後の政令」という。)第2条の規定にかかわらず、新家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧家賃の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成21年度	0.2
平成22年度	0.4
平成23年度	0.6
平成24年度	0.8

14 次に掲げる者に係る第6条第1項第3号の条件については、改正後の政令第6条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成21年4月1日前に公営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者

(2) 第5条各号に掲げる事由がある場合において、平成21年4月1日前に公営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における入居の申込みをした者

15 次に掲げる者に係る第32条第1項に規定する公営住宅における収入超過者として認定する収入の額及び第34条に規定する家賃の算定方法並びに第32条第2項に規定する公営住宅における高額所得者として認定する収入の額については、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、改正後の政令第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成21年4月1日において現に公営住宅に入居している者

(2) 平成21年4月1日前に第7条第1項の規定による申込み又は第43条の規定による申出がされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該申込み又は申出をした者

16 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間の大野台住宅の指定管理者の指定については、第75条の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、相模原市市営住宅の指定管理者として指定されたものを指定管理者として指定することができる。

- 17 第77条第2項の規定は、前項の大野台住宅の指定管理者の指定について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定により指定管理者として指定しようとするとき」とあるのは「大野台住宅の指定管理者を指定しようとするとき」と、「当該団体」とあるのは「平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、相模原市市営住宅の指定管理者として指定されたもの」と読み替えるものとする。
- 18 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間の南台団地の指定管理者の指定については、第75条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、相模原市市営住宅の指定管理者として指定されたものを指定管理者として指定することができる。
- 19 第77条第2項の規定は、前項の南台団地の指定管理者の指定について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定により指定管理者として指定しようとするとき」とあるのは「南台団地の指定管理者を指定しようとするとき」と、「当該団体」とあるのは「平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、相模原市市営住宅の指定管理者として指定されたもの」と読み替えるものとする。
- 20 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間の並木団地の指定管理者の指定については、第75条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、相模原市市営住宅の指定管理者として指定されたものを指定管理者として指定することができる。
- 21 第77条第2項の規定は、前項の並木団地の指定管理者の指定について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定により指定管理者として指定しようとするとき」とあるのは「並木団地の指定管理者を指定しようとするとき」と、「当該団体」とあるのは「平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、相模原市市営住宅の指定管理者として指定されたもの」と読み替えるものとする。
- 22 平成23年12月1日から平成26年3月31日までの間の内郷住宅の指定管理者の指定については、第75条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間、相模原市市営住宅の指定管理者として指定されたもの（以下「市営住宅指定管理者」という。）を指定管理者として指定することができる。
- 23 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、市営住宅指定管理者に対し、第76条第1項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認して市営住宅指定管理者を指定管理者として指定するも

のとする。

- 24 当分の間、第21条の2第1項に規定する違約金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第3条の2第1項に規定する各年の特例基準割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 25 前項の規定の適用がある場合における違約金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
（津久井町及び相模湖町の編入に伴う経過措置）
- 26 第6条第1項第2号の規定の適用については、津久井町及び相模湖町の編入の日（以下「編入日」という。）の前日まで継続して編入前の津久井町又は相模湖町の区域（以下「旧町の区域」という。）内に住所を有していた者であつて編入日以後引き続き相模原市に住所を有する者の編入日の前日まで継続して旧町の区域内に住所を有していた期間は、相模原市に住所を有していたものとみなす。
- 27 編入日において旧町の区域内に現に存する市営住宅の家賃は、平成17年度及び平成18年度にあつては、それぞれなお旧津久井町町営住宅の管理に関する条例（平成9年津久井町条例第27号。以下「旧津久井町条例」という。）又は旧相模湖町町営住宅管理条例（平成9年相模湖町条例第34号。以下「旧相模湖町条例」という。）（以下「旧町条例」という。）の規定の例による。
- 28 編入日前に旧町条例の規定により発せられた家賃の督促状に係る督促手数料については、なお旧町条例の規定の例による。
- 29 編入日前に旧町条例の規定により課した家賃に係る延滞金のうち、編入日前の期間に対するものの額の算定については、なお旧町条例の規定の例による。
- 30 附則第26項から前項までに定めるもののほか、編入日前に旧町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 31 編入日前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧町条例の規定の例による。

(城山町及び藤野町の編入に伴う経過措置)

- 32 第6条第1項第2号の規定の適用については、城山町及び藤野町の編入の日(以下「2町の編入の日」という。)の前日まで継続して編入前の城山町又は藤野町の区域(以下「旧2町の区域」という。)内に住所を有していた者であって2町の編入の日以後引き続き相模原市に住所を有する者の2町の編入の日の前日まで継続して旧2町の区域内に住所を有していた期間は、相模原市に住所を有していたものとみなす。
- 33 2町の編入の日において旧2町の区域内に現に存する市営住宅の家賃は、平成18年度及び平成19年度にあっては、それぞれなお旧城山町町営住宅の管理に関する条例(平成9年城山町条例第22号。以下「旧城山町条例」という。)又は旧藤野町町営住宅管理条例(平成9年藤野町条例第24号)(以下「旧2町条例」という。)の規定の例による。
- 34 城山町の編入の日前に旧城山町条例の規定により発せられた家賃の督促状に係る督促手数料については、なお旧城山町条例の規定の例による。
- 35 2町の編入の日前に旧2町条例の規定により課した家賃に係る延滞金のうち、2町の編入の日前の期間に対するものの額の算定については、なお旧2町条例の規定の例による。
- 36 附則第32項から前項までに定めるもののほか、2町の編入の日前に旧2町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 37 2町の編入の日前にした旧2町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧2町条例の規定の例による。

附 則(平成10年3月26日条例第12号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年10月1日条例第23号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日条例第20号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年9月29日条例第32号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項及び第47条の改正規定は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第38号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年9月27日条例第28号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1号の表田名塩田団地の項の改正規定は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成14年9月27日条例第33号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2号の表にあじさい住宅相武台の項を加える改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の相模原市市営住宅条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、改正後の相模原市市営住宅条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成15年12月24日条例第45号）

この条例は、平成16年2月1日から施行する。

附 則（平成17年6月30日条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の相模原市市営住宅条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例第75条から第78条までの規定を除く。）は、平成18年4月1日以後の市営住宅及び共同施設の管理について適用し、同日前の市営住宅及び共同施設の管理については、なお従前の例による。

附 則（平成17年10月24日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第144号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月9日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 公営住宅の入居者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に50歳

以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は施行日前に50歳以上の者である場合における第6条第1項第3号に規定する収入の条件及び第32条第1項に規定する認定の基準については、この条例による改正後の相模原市市営住宅条例（以下「新条例」という。）第6条第1項第3号及び第32条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に50歳以上である者の公営住宅の入居の条件については、新条例第6条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月30日条例第49号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月25日条例第118号）

この条例は、平成19年3月11日から施行する。ただし、第20条第2項ただし書を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第37号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月22日条例第36号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第71条から第73条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第13号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日条例第7号）

改正

平成23年3月31日条例第13号

この条例は、平成23年12月1日から施行する。ただし、附則の改正規定及び別表第1号の表谷ヶ原住宅の項を削る改正規定は同年4月1日から、同表新戸住宅の項

及び新戸第2住宅の項を削る改正規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年8月5日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第33号）

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第19号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第97号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する公営住宅及び共同施設であって、改正後の第1章の2の規定に適合しないものについては、当該規定（その適合しない部分に限る。）は、適用しない。

附 則（平成25年5月10日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月1日条例第41号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定、第21条の次に1条を加える改正規定、第34条、第37条及び第40条の改正規定、第62条の改正規定（「、第21条」を「から第21条の2まで」に改める部分に限る。）、第73条及び附則の改正規定並びに次項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第21条の2第1項及び第3項（第34条第2項、第37条第3項、第62条及び第73条において準用する場合を含む。）、第40条第1項並びに附則第24項の規定は、違約金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月24日条例第52号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。ただし、第80条及び第81条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月21日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（1）建設に係る公営住宅

名称	位置
鳩川住宅	相模原市中央区上溝3丁目14番
田中住宅	相模原市中央区上溝7丁目34番
大島団地	相模原市緑区大島11番地
富士見団地	相模原市中央区富士見5丁目6番
東団地	相模原市中央区相生2丁目7番
文京団地	相模原市南区文京2丁目15番
二本松団地	相模原市緑区二本松4丁目16番
石橋団地	相模原市中央区上溝3876番地
淵野辺団地	相模原市中央区淵野辺2丁目32番
すすきの住宅	相模原市中央区すすきの町19番
横山住宅	相模原市中央区横山6丁目5番
清新住宅	相模原市中央区清新5丁目3番
星が丘住宅	相模原市中央区星が丘4丁目9番
古淵住宅	相模原市南区古淵4丁目24番
東第2住宅	相模原市中央区相生4丁目15番
田中第2住宅	相模原市中央区上溝7丁目36番
上九沢団地	相模原市緑区上九沢4番地

田名塩田団地	相模原市中央区田名塩田3丁目3番
大野台住宅	相模原市南区大野台6丁目19番
南台団地	相模原市南区南台4丁目12番
並木団地	相模原市中央区並木3丁目1番
中原団地	相模原市緑区向原1丁目6番
甘草塚住宅	相模原市緑区原宿4丁目4番
間の原住宅	相模原市緑区原宿5丁目21番
小網第1団地	相模原市緑区太井78番地
小網第2団地	相模原市緑区太井295番地
森戸団地	相模原市緑区中野284番地及び286番地
仲町第1団地	相模原市緑区中野585番地
仲町第2団地	相模原市緑区中野341番地
仲町第3団地	
仲町第4団地	相模原市緑区中野582番地
上町団地	相模原市緑区中野1009番地及び1013番地
里之上団地	相模原市緑区中野1063番地
奈良井団地	相模原市緑区中野1307番地
川坂団地	相模原市緑区中野1665番地
三ヶ木団地	相模原市緑区三ヶ木349番地
串川第2団地	相模原市緑区長竹821番地2
串川第3団地	相模原市緑区青山997番地1
青根第1団地	相模原市緑区青根1286番地
青根第2団地	相模原市緑区青根1110番地3及び1110番地16
青根第3団地	相模原市緑区青根1358番地1
青根第4団地	相模原市緑区青根1990番地
平戸住宅	相模原市緑区与瀬1259番地
松葉住宅	相模原市緑区小原829番地
内郷住宅	相模原市緑区若柳1237番地1
藤野住宅	相模原市緑区小淵1971番地1
沢井住宅	相模原市緑区澤井1374番地2

佐野川住宅	相模原市緑区佐野川2480番地 1 及び2480番地 3
-------	------------------------------

(2) 借上げに係る公営住宅

名称	位置
あじさい住宅上鶴間	相模原市南区上鶴間本町 7 丁目 4 番
あじさい住宅東橋本	相模原市緑区東橋本 4 丁目 9 番
あじさい住宅陽光台	相模原市中央区陽光台 5 丁目 3 番
あじさい住宅相模台	相模原市南区相模台 5 丁目 8 番
あじさい住宅富士見	相模原市中央区富士見 5 丁目 5 番
あじさい住宅古淵	相模原市南区古淵 4 丁目 11 番
あじさい住宅二本松	相模原市緑区二本松 2 丁目 4 番
あじさい住宅上溝	相模原市中央区上溝 6 丁目 25 番
あじさい住宅大島	相模原市緑区大島 945 番地
あじさい住宅上溝東	相模原市中央区上溝 3166 番地
あじさい住宅コンフォールさがみ南	相模原市南区相南 1 丁目 24 番
淵野辺本町住宅	相模原市中央区淵野辺本町 4 丁目 1 番
あじさい住宅下溝	相模原市南区下溝 2103 番地
あじさい住宅相武台	相模原市南区相武台 2 丁目 11 番

(3) 特定公共賃貸住宅

名称	位置
上九沢団地	相模原市緑区上九沢 4 番地

(4) 準公営住宅

名称	位置
上九沢団地	相模原市緑区上九沢 4 番地

改正

平成10年3月2日規則第4号
平成11年3月29日規則第18号
平成12年3月31日規則第44号
平成13年3月30日規則第26号
平成14年3月27日規則第23号
平成14年9月27日規則第61号
平成15年6月1日規則第88号
平成15年11月1日規則第113号
平成16年1月30日規則第5号
平成16年7月30日規則第61号
平成17年1月5日規則第2号
平成17年3月31日規則第27号
平成17年6月30日規則第77号
平成17年11月1日規則第98号
平成18年3月19日規則第44号
平成19年3月1日規則第16号
平成19年10月1日規則第161号
平成19年11月1日規則第168号
平成20年3月28日規則第24号
平成20年12月1日規則第89号
平成21年3月26日規則第12号
平成22年1月29日規則第2号
平成23年3月31日規則第39号
平成23年11月30日規則第73号
平成23年12月28日規則第85号
平成24年3月30日規則第35号
平成24年10月1日規則第98号
平成25年10月1日規則第100号

平成25年12月27日規則第109号

平成26年2月19日規則第3号

平成26年3月31日規則第22号

平成26年10月1日規則第107号

平成28年1月29日規則第3号

相模原市市営住宅条例施行規則

相模原市市営住宅条例施行規則（昭和35年相模原市規則第27号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 公営住宅の管理

第1節 入居（第2条 第19条）

第2節 家賃等（第20条 第27条）

第3節 入居者の義務（第28条 第31条）

第4節 収入超過者等（第32条・第33条の2）

第5節 雑則（第34条・第35条）

第3章 特定公共賃貸住宅の管理（第36条 第52条）

第3章の2 準公営住宅の管理（第52条の2）

第4章 駐車場の管理（第53条 第63条）

第5章 補則（第64条 第70条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、相模原市市営住宅条例（平成9年相模原市条例第19号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 公営住宅の管理

第1節 入居

（単身入居用公営住宅）

第2条 条例第6条第2項の規則で定める規模の公営住宅は、1戸当たりの床面積が40平方メートル以下のものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(老人同居世帯向公営住宅等)

第 3 条 条例第 6 条第 3 項に規定する老人同居世帯向け、多人数世帯向け、身体障害者世帯向け又は老人世帯向けとして定める公営住宅は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 6 条第 3 項の規則で定める条件は、次のとおりとする。

(1) 老人同居世帯向公営住宅 60歳以上の者(親族(条例第 6 条第 1 項第 1 号の親族をいう。以下この条において同じ。)に60歳以上の者がいる者を含む。)で親族が 4 人以上であり、その世帯構成から市長が適当と認めるものであること。

(2) 多人数世帯向公営住宅 親族が 4 人以上であり、その世帯構成から市長が適当と認める者であること。

(3) 身体障害者世帯向公営住宅 条例第 6 条第 2 項第 2 号アに規定する程度の障害を有する者で下肢不自由のため現に車椅子を使用しているもの又は当該程度の障害と同程度の障害を有する者で市長が適当と認めるもの(親族にこれらの者がいる者を含む。)であること。

(4) 老人世帯向公営住宅 60歳以上の者で親族が次のいずれかに該当するものであること。

ア 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)

イ 18歳未満の者

ウ 条例第 6 条第 2 項第 2 号アからウまでのいずれかに規定する程度の障害を有する者

エ おおむね60歳以上の者で市長が適当と認めるもの

(入居者資格の制限)

第 4 条 条例第 6 条第 4 項に規定する公営住宅に入居することができる者の資格についての制限は、次に掲げるものとする。

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 国民健康保険税を滞納していないこと。

(3) 市営住宅の家賃若しくは第28条第 1 項に規定する共益費又は駐車場の使用料を滞納していないこと。

(4) 現に居住している住宅の家賃を滞納していないこと。

(公募の方法)

第 5 条 市長は、公募を行う場合においては、それぞれの公営住宅の規格ごとに入居の申込みを受け付けるものとする。

(入居の申込み等)

第 6 条 条例第 8 条の規定により公営住宅の入居の申込みをする者は、市営住宅入居申込書に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。

(1) 入居しようとする者全員の住所及びその関係を証する書類

(2) 入居しようとする者全員の収入を証する書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 公募を行った場合における前項の入居の申込みは、公募の都度、1 世帯につき 1 戸限りとする。

3 市長は、条例第 10 条第 2 項第 2 号の公開抽選により入居者の選考を行う場合において、第 1 項の申込書の提出があったときは、申込者に対し、次に掲げる抽選番号票を交付するものとする。

(1) 優先的に選考することができる要件を備えた申込者にあつては優先抽選番号票

(2) 前号の申込者以外の者にあつては抽選番号票

(入居決定通知)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項の規定による通知は、市営住宅入居者決定通知書により行うものとする。

(公開抽選の方法)

第 8 条 市長は、条例第 10 条第 2 項第 2 号の公開抽選を行うときは、相模原市住宅審議会の委員 2 人以上及び抽選のため参加した者のうちから 2 人を立会人として定めるものとする。

2 市長は、前項の公開抽選の終了後、直ちに抽選記録を作成し、立会人の署名を求めるものとする。

3 市長は、公開抽選の結果を入居の申込みをした者に対し、市営住宅抽選結果通知書により通知するものとする。

(住宅困窮度の判定基準)

第 9 条 条例第 10 条第 3 項の判定基準は、公募の都度定める。

(心身障害者の範囲)

第10条 条例第10条第4項第6号の規則で定める心身障害者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から6級までのいずれかに該当する障害を有する者
- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は別表第1号表ノ3の第1款症のいずれかに該当する障害を有する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する障害を有する者
- (4) 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害を有する者
- (5) 前各号に規定する障害の程度に相当する程度の障害を有する者

(入居補欠者)

第11条 市長は、条例第11条第1項の規定により入居補欠者を定めるときは、次項又は第3項の規定により入居順位を決定し、入居の申込みをした者に対し、その結果を市営住宅入居者選考結果通知書により通知するものとする。

2 条例第10条第2項第1号に掲げる方法により入居者を選考するときの入居補欠者の入居順位は、第9条の判定基準に基づき住宅に困窮する度合いの高い者から順位を定めるものとする。

3 条例第10条第2項第2号に掲げる方法により入居者を選考するときの入居補欠者の入居順位は、次に掲げるそれぞれの優先順位における抽選順位によるものとする。

- (1) 第1順位 条例第10条第4項第1号又は第2号に該当する者
- (2) 第2順位 条例第10条第4項第4号から第6号までのいずれかに該当する者
- (3) 第3順位 第1号若しくは第2号に該当する者に準ずる者又は条例第10条第4項第7号に該当する者

(4) 第4順位 条例第10条第4項第7号に準ずる者

(5) 第5順位 前各号のいずれにも該当しない者

4 前3項の規定にかかわらず、入居補欠者が次の各号のいずれかに該当するときは、補欠としての資格を失う。ただし、市長が特別の理由があると認める場合においては、この限りでない。

(1) 入居の順番が到来した場合において入居を辞退したとき。

(2) 条例第10条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

(3) 市外に転出したとき。

(連帯保証人)

第12条 条例第12条第1項第1号に規定する市長が適当と認める連帯保証人は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 成年の者であること。

(2) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人(保証をすることにつき補助人の同意を得ることを要するものに限る。)でないこと。

(3) 破産者でないこと。

(4) 入居決定者の3親等内の親族であること。ただし、これに該当する者がいないときは、市内に住所を有する者であること。

(5) 公営住宅若しくは準公営住宅の入居者又は公営住宅若しくは準公営住宅への入居の予定者でないこと。

2 入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、市営住宅入居者連帯保証人変更承認申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

3 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに前項に規定する手続をしなければならない。

(1) 住所が不明となったとき。

(2) 後見開始の審判、保佐開始の審判又は補助開始の審判(保証をすることにつき補助人の同意を得ることを要するものに限る。)を受けたとき。

(3) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(4) 失業その他保証能力を著しく減少させ、又は喪失させる事由が生じたとき。

(5) 死亡したとき。

4 市長は、第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅入居者連帯保証人変更承認・不承認通知書により通知するものとする。

5 入居者は、連帯保証人の住所、氏名又は職業が変更となったときは、当該事実が生じた日から30日以内に市営住宅入居者連帯保証人住所等変更届を市長に提出しなければならない。

(請書)

第13条 条例第12条第1項第1号の規定による請書の提出は、市営住宅入居請書により行うものとする。

2 前項の請書には、連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入を証する書類を添付しなければならない。ただし、条例第12条第3項の規定により連帯保証人の連署を必要としないこととした場合は、この限りでない。

(入居日の指定)

第14条 条例第12条第4項の規定による指定は、市営住宅入居許可証の交付により行うものとする。

(入居完了届)

第15条 条例第12条第4項の規定により公営住宅の入居日を指定された者は、入居した日から5日以内に市営住宅入居完了届に住民票の写しその他の居住を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(住居の変更)

第16条 条例第5条の規定により他の公営住宅に入居しようとする既存入居者(条例第5条第5号又は第6号に掲げる理由に係る者を除く。)は、市営住宅住居変更承認申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅住居変更承認・不承認通知書により通知するものとする。

3 第13条の規定は、住居変更の承認を受けた者について準用する。

(同居の承認)

第17条 条例第14条第1項の規定により市長の承認を受けようとする入居者は、市営住宅同居承認申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 同居させようとする者の住所及び入居者との関係を証する書類

(2) 同居させようとする者の収入を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅同居承認・不承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、その申請の内容が次の条件を備え、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、これを承認することができる。

(1) 入居者、同居者及び同居させようとする者の収入の合計が条例第6条第1項第3号ア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

(2) 入居者及び同居者が公営住宅法(昭和26年法律第193号)第32条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。

(3) 入居者が条例第12条第4項の規定により指定された入居日から1年を経過していること。

(4) 同居させようとする者が入居者の配偶者又は3親等内の親族であること。

(5) 同居させようとする者が住宅に困窮していること。

(6) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

4 市長は、前項の規定(第6号を除く。)にかかわらず、同居させようとする者が婚姻又は養子縁組により入居者又は同居者の配偶者又は親族となること、入居者若しくは同居者又は同居させようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があると認めるときは、当該同居を承認することができる。

5 第15条の規定は、前2項の規定により同居の承認を受けた者について準用する。この場合において、同条中「条例第12条第4項」とあるのは「条例第14条」と、「入居日を指定」とあるのは「同居を承認」と読み替えるものとする。

(異動届)

第18条 入居者は、同居者に出生、死亡、又は転出による異動が生じたときは、速やかに、市営住宅入居者世帯員異動届により、市長に届け出なければならない。

2 入居者は、その氏名の変更その他公営住宅の管理上市長が必要と認める異動があるときは、速やかに、前項の異動届により、市長に届け出なければならない。

(入居の承継)

第19条 条例第15条第1項の規定により市長の承認を受けようとする者は、入居者の死亡又は退去の日から15日以内に市営住宅入居承継承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅入居承継承認・不承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、その申請の内容が次の条件を備え、かつ、公営住宅の管理上支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

(1) 公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第11条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

(2) 第1項の承認を受けようとする者が入居者の配偶者、高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者であること。

(3) 第1項の承認を受けようとする者及び引き続き同居しようとする者が暴力団員でないこと。

4 市長は、前項の規定(第3号を除く。)にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、当該承継を承認することができる。

5 第13条の規定は、前2項の規定による承認を受けた者について準用する。

6 市長が第3項又は第4項の承認をした場合における条例第2章第4節の規定の適用については、その承認による変更前の入居者が公営住宅に入居していた期間は、その承認を受けた者が引き続き当該公営住宅に入居している期間に通算する。

第2節 家賃等

(家賃の算出基礎となる事項の縦覧等)

第20条 市長は、条例第16条第1項の規定により家賃を算出するに当たっての基礎となる公営住宅の1戸当たりの床面積、構造及び建設年度並びに同条第3項に規定する近傍同種の住宅の家賃の額を記載した帳票を作成し、これを所管課において公衆の縦覧に供するものとする。

2 条例第16条第2項(条例第62条の2の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規則で定める数値は、別表第2に定めるとおりとする。

(収入の申告)

第21条 条例第17条第1項及び第2項の規定による申告は、市営住宅収入申告書により行わなければならない。

2 前項の申告書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第226条に規定する源泉徴収票

(2) 市民税・県民税課税証明書又は税務署等官公署の発行する収入に関する証明書

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める収入に関する書類

3 入居者又は同居者が条例第6条第1項第3号アに該当する場合には、その旨を証する書類を第1項の申告書に添付しなければならない。

4 市長が特に認める場合においては、前2項に規定する書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

（収入認定）

第22条 市長は、前条第1項の規定により提出された申告書に基づき、条例第18条第1項に規定する収入の額を認定するものとする。

2 市長は、入居者に対し、条例第18条第1項の規定により認定した収入の額及び条例第16条第1項の規定により算出した翌年度の公営住宅の毎月の家賃の額を収入認定通知書により通知するものとする。

3 条例第18条第2項の規定により意見を述べようとする入居者は、前項の通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に収入認定更正申請書にその理由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を収入認定更正の承認・不承認通知書により通知するものとする。

（家賃の減免）

第23条 条例第19条の規定により家賃の減額又は免除を受けようとする入居者は、市営住宅家賃減免申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅家賃減免承認・不承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、公営住宅の家賃を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めてこれを承認することができる。

(1) 入居者又は同居者が失職その他の事情により世帯収入（市長が定める範囲の収入をいう。以下同じ。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1

項の規定により厚生労働大臣が定める基準額（住宅扶助に係る基準を除く。）に当該公営住宅の家賃の額を加えた額未満であるとき。

- (2) 入居者又は同居者が病気にかかり長期にわたる療養を必要とし、又は災害により容易に回復し難い損害を受けた場合において、当該療養のため支出した、若しくは支出すべき費用又は損害額のうち市長が認定した額を世帯収入から控除した額が前号に該当するとき。
- (3) 生活保護法による住宅扶助の受給者で、支給される住宅扶助の額が当該公営住宅の家賃の額に満たないとき。
- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による住宅支援給付を受けている者で、支給される住宅支援給付の額が当該公営住宅の家賃の額に満たないとき。
- (5) 入居者若しくは同居者の失職等又は同居者の出生、死亡、入居若しくは転居による異動が生じ、生活が著しく困難になったとき。
- (6) 入居者又は同居者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子であって、20歳未満の子を扶養しているものであるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

4 市長は、前項の規定により家賃の減額又は免除を承認するときは、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。この場合において、その減額後の家賃が1,000円未満であるときは、当該公営住宅の家賃の額を免除することができる。

- (1) 前項第1号又は第2号に該当する場合 当該公営住宅の家賃の額から市長が当該世帯収入を勘案し別に定める基準により算定した額を控除した額
- (2) 前項第3号に該当する場合 当該公営住宅の家賃の額と支給される住宅扶助の額との差額に相当する額
- (3) 前項第4号に該当する場合 当該公営住宅の家賃の額と支給される住宅支援給付の額との差額に相当する額
- (4) 前項第5号に該当する場合 入居者又は同居者の失職等にあつては当該失職等が生じた日から当該日が属する年度の末日までの月数（1月未満の日数を除く。以下「失職等の月数」という。）に得ると見込まれる金銭等の額（1月

未満の期間において得ると見込まれる金銭等の額は、切り捨てる。)を失職等の月数で除した額に12を乗じた額により算出した所得金額(公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号に規定する所得金額をいう。)の合計から政令第1条第3号イからホまでに掲げる額を控除した額を12で除した額、同居者の異動にあっては条例第18条第1項の規定により認定された収入に12を乗じた額(当該収入の認定において、政令第1条第3号の規定による控除が行われているときは、その控除前の額)から政令第1条第3号イからホまでに掲げる額のうち当該異動後において該当する額を控除した額を12で除した額を収入とした場合において算出される家賃の額と現に決定されている家賃の額との差額に相当する額

(5) 前項第6号に該当する場合 条例第18条第1項の規定により認定された収入に12を乗じた額(当該収入の認定において、政令第1条第3号の規定による控除が行われているときは、その控除前の額)から前項第6号に掲げる者1人につき27万円(その者の所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額)及び政令第1条第3号イからニまでに掲げる額のうち該当する額を控除した額を12で除した額を収入とした場合において算出される家賃の額と現に決定されている家賃の額との差額に相当する額

(6) 前項第7号に該当する場合 市長が必要と認める額
(家賃の徴収猶予)

第24条 条例第19条の規定により家賃の徴収の猶予を受けようとする入居者は、市営住宅家賃徴収猶予申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市長が別に定める基準に従い決定し、申請者に対し、その結果を市営住宅家賃徴収猶予承認・不承認通知書により通知するものとする。

(違約金の減免)

第24条の2 条例第21条の2第3項の規定による違約金の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 入居者又は同居者が災害又は盗難により被害を受け、やむを得ない事情があると認められるとき。

(2) 入居者が死亡し、又は法令の規定により身体を拘束された場合において、

納付することができない事情があると認められるとき。

- (3) 入居者又は同居者が破産手続開始の決定を受けた者で、やむを得ない事情があると認められるとき。
- (4) 入居者が納入通知書等の送達の実を全く知ることができない正当な理由があると認められるとき。
- (5) 入居者の責めに帰さない理由により、家賃の額が変更されたとき。
- (6) 入居者又は同居者が生活保護法の規定による扶助を受けているとき。
- (7) 入居者又は同居者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けているとき。
- (8) 入居者又はその者と生計を一にする親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難と認められるとき。
- (9) 入居者又は同居者がその事業について甚大な損失を受け、やむを得ない事情があると認められるとき。
- (10) 入居者又は同居者が失業等により無収入となり、将来その資力が回復する見込みがないと認められるとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の規定により違約金の減額又は免除を受けようとする者は、違約金減免申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を違約金減免承認・不承認通知書により通知するものとする。

(敷金の減免又は徴収猶予)

第25条 条例第22条第2項の規定により敷金の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする入居者は、市営住宅敷金減免・徴収猶予申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、市長が別に定める基準に従い決定し、申請者に対し、その結果を市営住宅敷金減免・徴収猶予の承認・不承認通知書により通知するものとする。

(減免等の取消し等)

第26条 第23条第2項又は第24条第2項の規定により家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けた者は、減額若しくは免除を受けた期間内又は徴収の猶予を受

けた期限までに当該減額若しくは免除若しくは徴収の猶予を受けることとなった理由が消滅し、又は収入等の状況が変化したときは、市営住宅家賃等減免・徴収猶予理由消滅届に市長が必要と認める書類を添付して市長に届け出なければならない。

- 2 前条第2項の規定により敷金の徴収の猶予を受けた者は、徴収の猶予を受けた期限までに当該徴収の猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、前項の理由消滅届に市長が必要と認める書類を添付して市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項若しくは前項の規定による届出があった場合又は第1項若しくは前項に規定する場合において、家賃の減額若しくは免除若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予を継続することが適当でないとき、当該減額若しくは免除又は徴収の猶予を取り消すものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による届出があった場合又は家賃の減額若しくは免除を受けた者の収入等の状況が変化した場合において、必要があると認めるときは、その者に係る減額若しくは免除の額又は期間を変更するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定による取消し又は前項の規定による変更をしたときは、市営住宅家賃等減免・徴収猶予の取消・変更通知書により入居者に通知するものとする。

(敷金の還付)

第27条 条例第22条第3項の規定による還付を受けようとする者は、市営住宅敷金還付請求書を市長に提出しなければならない。

第3節 入居者の義務

(入居者費用負担の特例)

第28条 市長は、条例第25条第3号の使用料(公営住宅の共用部分に係るものに限る。)、同条第4号及び第5号の費用のうち入居者が共同して負担すべき費用(以下「共益費」という。)について、その費用の額の範囲内で各入居者の負担額を定め、入居者から、毎月、所定の方法により市に納入させることができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、入居者に共益費の一部を負担させないことができる。

(長期不使用の届出)

第29条 条例第27条の規定による届出は、市営住宅長期不在届によるものとする。

(用途変更又は模様替等の承認)

第30条 条例第29条ただし書の承認を受けようとする入居者は、市営住宅用途併用承認申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第30条第1項ただし書の承認を受けようとする入居者は、市営住宅模様替等承認申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、管理上支障がなく、かつ、やむを得ない事情がある場合に限り承認するものとし、申請者に対し、その結果を市営住宅用途併用承認・不承認通知書又は市営住宅模様替等承認・不承認通知書により通知するものとする。

(飼育できる動物)

第31条 条例第31条第2項の規則で定める動物は、次に掲げるものとする。

(1) 身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬

(2) 観賞用魚類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に近隣者に迷惑をかけるおそれがないと認める動物

第4節 収入超過者等

(収入超過者の認定)

第32条 市長は、条例第32条第1項の規定により収入超過者として認定する入居者については、第22条第2項の規定にかかわらず、条例第18条第1項の規定により認定した収入の額及び条例第34条第1項の規定により算出した翌年度の公営住宅の家賃の額を収入超過者認定通知書により通知するものとする。

2 第22条第3項及び第4項の規定は、前項の収入超過者の認定について準用する。この場合において、同条第3項中「条例第18条第2項」とあるのは「条例第32条第3項」と、「前項の通知」とあるのは「第32条第1項の通知」と読み替えるものとする。

(高額所得者の認定)

第33条 市長は、条例第32条第2項の規定により高額所得者として認定する入居者については、第22条第2項の規定にかかわらず、条例第18条第1項の規定により認定した収入の額及び条例第37条第1項に規定する翌年度の公営住宅の家賃の額を高額所得者認定通知書により通知するものとする。

2 第22条第3項及び第4項の規定は、前項の高額所得者の認定について準用する。
この場合において、同条第3項中「条例第18条第2項」とあるのは「条例第32条第3項」と、「前項の通知」とあるのは「第32条第2項の通知」と読み替えるものとする。

(明渡期限の延長)

第33条の2 条例第36条第1項の規定による申出をしようとする者は、市営住宅明渡期限延長承認申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

第5節 雑則

(建替事業による明渡しの請求)

第34条 条例第41条第1項の通知は公営住宅建替計画通知書により、明渡しの請求は公営住宅建替明渡請求書によるものとする。

(新たに整備される公営住宅への入居)

第35条 条例第43条に規定する入居の申出は、公営住宅建替事業入居申出書によるものとする。

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、公営住宅建替事業入居決定通知書により申出人に通知するものとする。

第3章 特定公共賃貸住宅の管理

(入居者資格の所得基準)

第36条 条例第48条第1項の規則で定める額の所得は、158,000円以上487,000円以下とする。

(入居者資格の制限)

第37条 条例第48条第2項に規定する特定公共賃貸住宅に入居することができる者の資格についての制限は、次に掲げるものとする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 国民健康保険税を滞納していないこと。
- (3) 市営住宅の家賃若しくは共益費又は駐車場の使用料を滞納していないこと。
- (4) 現に居住している住宅の家賃を滞納していないこと。

(入居の申込み等)

第38条 条例第49条の規定により特定公共賃貸住宅の入居の申込みをする者は、特定公共賃貸住宅入居申込書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

らない。

(1) 入居しようとする者全員の住所及びその関係を証する書類

(2) 入居しようとする者全員の収入を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 公募を行った場合における前項の入居の申込みは、公募の都度、1世帯につき1戸限りとする。

3 市長は、条例第51条第1項の公開抽選により入居者の選考を行う場合において、第1項の申込書の提出があったときは、申込者に対し、抽選番号票を交付するものとする。

(入居決定通知)

第39条 条例第50条の規定による通知は、市営住宅入居者決定通知書により行うものとする。

(公開抽選の方法)

第40条 市長は、条例第51条第1項の公開抽選を行うときは、相模原市住宅審議会の委員2人以上及び抽選のため参加した者のうちから2人を立会人として定めるものとする。

2 市長は、前項の公開抽選の終了後、直ちに抽選記録を作成し、立会人の署名を求めものとする。

3 市長は、公開抽選の結果を入居の申込みをした者に対し、市営住宅抽選結果通知書により通知するものとする。

4 条例第51条第2項に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 18歳未満の同居する者が3人以上いる者

(2) 20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫

(3) 60歳以上の者

(4) 第10条に規定する者

(5) 同居し、又は同居しようとする親族に前2号に規定する者がいる者

(6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(7) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

（入居補欠者）

第41条 市長は、条例第52条第1項の規定により入居補欠者を定める場合は、公開抽選により入居順位を決定し、入居の申込みをした者に対し、その結果を市営住宅入居者選考結果通知書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入居補欠者が次の各号のいずれかに該当するときは、補欠としての資格を失う。ただし、市長が特別の理由があると認める場合においては、この限りでない。

(1) 入居の順番が到来した場合において入居を辞退したとき。

(2) 市内に居住し、又は在勤する者でなくなったとき。

（同居の承認）

第42条 条例第54条第1項の規定により市長の承認を受けようとする入居者は、市営住宅同居承認申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 同居させようとする者の住所及び入居者との関係を証する書類

(2) 同居させようとする者の収入を証明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対

し、その結果を市営住宅同居承認・不承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、その申請の内容が次の条件を備え、かつ、やむを得ない事情があると認めるときは、これを承認することができる。

(1) 条例第62条で準用する条例第46条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号のいずれにも該当しないこと。

(2) 入居者が条例第62条で準用する条例第26条から第31条までの規定に違反しないこと。

(3) 入居者が条例第62条で準用する条例第12条第4項の規定により指定された入居日から1年を経過していること。

(4) 同居させようとする者が入居者の配偶者又は3親等内の親族であること。

(5) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。

4 市長は、前項の規定（同項第1号において準用する条例第46条第1項第6号及び前項第5号に係る場合を除く。）にかかわらず、同居させようとする者が婚姻又は養子縁組により入居者又は同居者の配偶者又は親族となること、入居者又は同居させようとする者が病気にかかっていることその他特別の事情があると認めるときは、当該同居を承認することができる。

5 第15条の規定は、前2項の規定により同居の承認を受けた者について準用する。この場合において、「公営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、「条例第12条第4項」とあるのは「条例第54条」と、「入居日を指定」とあるのは「同居を承認」と読み替えるものとする。

（入居の承継）

第43条 条例第55条第1項の規定により市長の承認を受けようとする者は、入居者の死亡又は退去の日から15日以内に市営住宅入居承継承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅入居承継承認・不承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合において、その申請の内容が次の条件を備え、かつ、特定公共賃貸住宅の管理上支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

(1) 第1項の承認を受けようとする者が入居者と同居していた期間が1年以上

であること。ただし、入居時から引き続き同居している入居者の配偶者又は3親等内の親族であるときはこの限りでない。

(2) 第1項の承認を受けようとする者が条例第62条で準用する条例第46条第1項第1号から第4号まで、第6号及び第7号のいずれにも該当しないこと。

(3) 第1項の承認を受けようとする者が条例第62条で準用する条例第26条から第31条までの規定に違反しないこと。

4 市長は、前項の規定（同項第2号において準用する条例第46条第1項第6号に係る場合を除く。）にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、当該承継を承認することができる。

5 第13条の規定は、前2項の規定による承認を受けた者について準用する。

（家賃の決定及び変更の通知）

第44条 条例第56条第1項に規定する特定公共賃貸住宅の家賃は、別表第3のとおりとする。

2 市長は、条例第56条第2項の規定により家賃を変更するときは、入居者に対して、家賃を変更する時期、その額その他必要な事項を特定公共賃貸住宅家賃変更通知書により通知するものとする。

（家賃の減額）

第45条 条例第57条第1項に規定する家賃の減額は、特定公共賃貸住宅の管理開始の日から10年間行うものとする。

（入居者負担額）

第46条 条例第58条に規定する所得の区分は別表第4のとおりとし、入居者から条例第59条第1項に規定する特定公共賃貸住宅家賃減額申請書の提出があった場合は、毎年、所得の額に応じ所得の区分の認定を行うものとする。

2 条例第58条の入居者負担額は、所得の区分に応じ、別表第5に定める額とする。

3 前項の入居者負担額は、当該所得の区分の認定を行った日の属する年度の翌年度から適用する。ただし、新たに特定公共賃貸住宅に入居する者の入居者負担額は、入居の日から最初に到来する3月31日まで適用する。

4 第2項の規定にかかわらず、所得の区分が移行することにより入居者負担額が上昇した入居者に係る入居者負担額については、所得の区分の移行が生じた年度の翌年度から1年間にあつては、移行前の所得の区分に応じた入居者負担額と移行後の所得の区分に応じた入居者負担額の差額に2分の1を乗じて得た額を移行

後の所得の区分に応じた入居者負担額から控除した額とする。

- 5 所得が別表第4の右欄オに応じて同表の左欄に掲げる額の上限を超えると認定された入居者については、条例第57条に規定する家賃の減額を行わないものとする。ただし、上限額を超えた年度の翌年度から1年間に限り、当該入居者の入居者負担額は、家賃と上限額を超える前の所得の区分に応じた入居者負担額の差額に2分の1を乗じて得た額を家賃から控除した額とする。

(減額の申請等)

第47条 条例第59条第1項に規定する所得を証する書類は、当該年の前年の1月1日から12月31日までの収入に関し、所得金額について市区町村長の証明を受けたものでなければならない。ただし、給与所得者が就職後1年を経過しない場合等所得金額について、その者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合には、市長が別に定めるものとする。

- 2 特定公共賃貸住宅の入居者で家賃の減額を受けようとする者は、毎年市長が定める日までに特定公共賃貸住宅家賃減額申請書を提出しなければならない。ただし、新たに特定公共賃貸住宅に入居しようとする者については、第38条第1項の特定公共賃貸住宅入居申込書の提出があったときに特定公共賃貸住宅家賃減額申請書の提出があったものとみなす。

(入居者負担額決定通知)

第48条 条例第59条第3項に規定する家賃、差額、入居者負担額、減額期間その他必要な事項の通知は、入居者負担額決定通知書により行うものとする。

(家賃の減免及び徴収猶予)

第49条 条例第60条で規定する特別な事情がある場合とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 入居者が災害により特定公共賃貸住宅について被害を受けたとき。
 - (2) 入居者の責めに帰すべき事由によらないで、特定公共賃貸住宅の全部又は一部を使用することができないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、これに準じる特別な事情があるとき。
- 2 条例第60条の規定により家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする入居者は、減額又は免除にあつては市営住宅家賃減免申請書を、徴収猶予にあつては市営住宅家賃徴収猶予申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅家賃減免承認・不承認通知書又は市営住宅家賃徴収猶予承認・不承認通知書により通知するものとする。

4 市長は、第2項の申請書の提出があった場合において、特定公共賃貸住宅の家賃を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予する必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めてこれを承認することができる。

5 条例第60条の規定による家賃の減額又は免除及び徴収の猶予の額及び基準は、市長が別に定める。

(減免等の取消し等)

第50条 前条の規定により家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けた者は、減額若しくは免除を受けた期間内又は徴収の猶予を受けた期限までに当該減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けることとなった理由が消滅したときは、市営住宅家賃等減免・徴収猶予理由消滅届に市長が必要と認める書類を添付して市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、家賃の減額若しくは免除又は徴収の猶予を継続することが適当でないとき、当該減額若しくは免除又は徴収の猶予を取り消すものとする。

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、その者に係る減額若しくは免除の額又は期間を変更するものとする。

4 市長は、第2項の規定による取消し又は前項の規定による変更をしたときは、市営住宅家賃等減免・徴収猶予の取消・変更通知書により入居者に通知するものとする。

(明渡請求等)

第51条 条例第61条第2号に規定する特定公共賃貸住宅の公益上及び管理上必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 都市計画事業等の施行に伴い、特定公共賃貸住宅を除却する必要があるとき。

(2) 災害又は老朽化により特定公共賃貸住宅が居住の用に適さなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上及び管理上特に必要があると認めるとき。

(準用)

第52条 第5条、第12条から第16条まで、第18条、第27条から第31条までの規定は、特定公共賃貸住宅について準用する。この場合において、第5条、第15条、第16条、第18条及び第28条中「公営住宅」とあるのは、「特定公共賃貸住宅」と読み替えるものとする。

第3章の2 準公営住宅の管理

(明渡請求等)

第52条の2 条例第62条の5第1項に規定する公益上及び管理上準公営住宅の除却が必要と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 都市計画事業等の施行に伴い、準公営住宅を除却する必要が生じたとき。
- (2) 災害又は老朽化により準公営住宅が居住の用に適さなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上及び管理上特に必要があると認めるとき。

第4章 駐車場の管理

(自動車の規格等)

第53条 条例第65条の規則で定める自動車の規格は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に掲げる普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもので、長さ5.0メートル以下、幅1.8メートル以下のものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、市長が別に定めるところによるものとする。

2 駐車場に駐車することができる自動車は、入居者又は同居者が所有する自家用の自動車とする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合においては、この限りでない。

(使用の申込み)

第54条 条例第66条の規定により駐車場の使用の申込みをする者は、次に掲げる書類(以下「駐車場申込書類」という。)を指定管理者(市長が管理する市営住宅にあっては市長。以下この条及び第56条から第59条までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

- (1) 市営住宅駐車場使用申込書
- (2) 市営住宅駐車場請書
- (3) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認める書類

2 前項の駐車場の使用の申込みは、1世帯につき1台とする。ただし、指定管理者が管理上支障がないと認める場合においては、この限りでない。

(使用者の選考等)

第55条 条例第67条の規定による選考は、抽選によるものとする。

2 条例第67条ただし書の規則で定める特別な事情は、次に掲げる場合とする。

(1) 駐車場の使用の申込みをした入居者又は同居者が条例第6条第2項第2号アに規定する程度の障害を有する者である場合

(2) 駐車場の使用の申込みをした入居者又は同居者が条例第43条の申出により新たに整備される公営住宅に入居させる入居者又は同居者である場合

(3) 駐車場の使用の申込みをした入居者又は同居者が公営住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却又は準公営住宅の用途の廃止による準公営住宅の除却に伴い他の公営住宅に入居させる入居者又は同居者である場合

(4) 現に駐車場を使用している者が条例第5条第8号(条例第62条で準用する場合及び条例第62条の2の規定によりその例によることとされる場合を含む。)に該当することにより、他の市営住宅へ入居する場合

(5) 使用している駐車場の改良整備事業等により、廃止される駐車場の最終の使用者が新たに整備された駐車場を使用する場合

(6) その他前各号に準ずる特別の事情がある場合

(使用の決定)

第56条 指定管理者は、条例第67条の規定により駐車場の使用者として決定した者(以下「使用決定者」という。)に対し、駐車場の使用の決定、使用開始日、保管場所等を市営住宅駐車場使用決定通知書により通知するものとする。

(使用補欠登録者)

第57条 指定管理者は、条例第67条本文の規定により使用者を選考する場合において、使用決定者のほかに補欠登録として使用順位を定めて必要と認める数の使用補欠登録者を定めることができる。

2 指定管理者は、使用決定者が駐車場を使用しないとき、使用者が駐車場の使用を中止したとき又は条例第72条第1項第1号から第5号まで若しくは第7号のいずれかに該当することにより駐車場を明け渡すこととなったときは、使用補欠登

録者のうちから使用順位に従い、駐車場の使用者を決定するものとする。この場合において、当該使用決定者が第54条第1項の規定により指定管理者に提出した駐車場申込書類の内容に変更が生じているときは、当該使用決定者は、駐車場申込書類のうち当該変更に係る書類を指定管理者に新たに提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用補欠登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、補欠登録としての資格を失う。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合においては、この限りでない。

(1) 使用の順番が到来した場合において使用を辞退したとき。

(2) 条例第64条各号に掲げる条件を備えなくなったとき。

(保管場所の変更)

第58条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理上支障がないと認めるときは、使用の決定をした保管場所の存する市営住宅の駐車場間において、自動車の保管場所の変更の承認をすることができる。

(1) 使用者が相互に入れ替わることが双方の利益となると認められるとき。

(2) 使用者に特別の事情があると認められるとき。

2 前項の承認を受けようとする使用者は、市営住宅自動車保管場所変更承認申請書及び市営住宅駐車場請書に指定管理者が必要と認める書類を添付して指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅自動車保管場所変更承認・不承認通知書により通知するものとする。

(使用内容の変更等の届出)

第59条 条例第69条の規定による届出は、同条第1号に該当するときは市営住宅駐車場使用変更届に、同条第2号に該当するときは市営住宅駐車場明渡届に指定管理者が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(駐車場の使用料)

第60条 条例第70条第1項の規則で定める額は、別表第6のとおりとする。

(使用料の減免等)

第61条 条例第70条第2項に規定する使用料の減額若しくは免除又は徴収の猶予は市長が別に定める基準により行うものとする。この場合において、使用料の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする使用者は、市営住宅駐車場使用料

減免・徴収猶予申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予の承認・不承認通知書により通知するものとする。

3 第26条第1項及び同条第3項から第5項までの規定は、前2項の使用料の減額若しくは免除又は徴収の猶予について準用する。この場合において、同条第1項中「第23条第2項又は第24条第2項」とあるのは「第61条第2項」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「市営住宅家賃等減免・徴収猶予理由消滅届」とあるのは「市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予理由消滅届」と、同条第3項中「第1項若しくは前項」とあるのは「第1項」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予」とあるのは「徴収の猶予」と、同条第4項中「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第5項中「市営住宅家賃等減免・徴収猶予の取消・変更通知書」とあるのは「市営住宅駐車場使用料減免・徴収猶予の取消・変更通知書」と読み替えるものとする。

（駐車場の長期不使用）

第62条 条例第73条の規定により準用された条例第27条の規定による届出は、市営住宅駐車場長期不使用届によるものとする。

（市及び指定管理者の免責）

第63条 駐車場における盗難、事故その他不可抗力によって生じた損害については、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

第5章 補則

（家賃等の端数計算）

第64条 条例第16条第1項、条例第20条第3項（条例第34条第2項又は条例第37条第3項において準用する場合を含む。）若しくは条例第34条第1項の規定により公営住宅の家賃を算出する場合又は条例第16条第3項の規定により近傍同種の住宅の家賃を算出する場合において、その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

2 条例第58条又は第46条第4項及び第5項により特定公共賃貸住宅の入居者負担額を算出する場合において、その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

- 3 条例第19条（条例第34条第2項又は条例第37条第3項において準用する場合を含む。）、条例第45条若しくは条例第62条の7の規定により家賃若しくは金銭を減額する場合又は条例第22条第2項の規定により敷金を減額する場合において、減額する額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げる。
- 4 第1項及び前項の規定は、特定公共賃貸住宅の家賃、駐車場の使用料又は近傍類似の駐車場の料金について準用する。

第65条 削除

（住宅の明渡届）

第66条 条例第82条第1項の規定による届出は、市営住宅明渡届によるものとする。

（検査員の証票）

第67条 条例第83条第3項の身分を示す証票は、市営住宅検査員証（別記様式）とする。

第68条 削除

（様式）

第69条 この規則の規定により使用する書類の様式（別記様式を除く。）は、別に定める。

（委任）

第70条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定、別表第1第1号の表中星が丘住宅に係る部分及び同表第2号の表の規定、別表第2第1号の表中星が丘住宅に係る部分及び同表第2号の表の規定並びに次項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

（相模原市借上公共賃貸住宅条例施行規則の廃止）

- 2 相模原市借上公共賃貸住宅条例施行規則（平成5年相模原市規則第55号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年

3月31日までの間は、改正後の相模原市市営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条から第4条まで、第16条、第17条、第19条から第27条まで、第32条から第35条まで、第47条及び第51条の規定は適用せず、改正前の相模原市市営住宅条例施行規則（以下「旧規則」という。）第2条から第2条の3まで、第4条、第9条から第12条の4まで、第15条、第19条及び第20条の規定は、なおその効力を有する。

4 新規則第21条から第26条まで、第32条、第33条及び第47条の規定による収入等の認定及び家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第3項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、新規則の施行の日において現に相模原市借上公共賃貸住宅条例（平成5年相模原市条例第33号）第3条の規定により設置し、又は管理されている借上公共賃貸住宅については、相模原市市営住宅条例（平成9年相模原市条例第19号。以下「新条例」という。）附則第1項ただし書の規定にかかわらず新条例附則第5項の規定の施行の前日においても、それぞれ新規則の例によりすることができる。

5 新条例別表第2号の表に掲げる借上げに係る市営住宅についての入居者の選考は、当該住宅が新規則第3条第2項第4号に規定する老人世帯向市営住宅であるときは、同号の規定にかかわらず、当分の間、65歳以上の者又は65歳以上の者で配偶者若しくは市長が同居する特別の理由があると認める次の各号のいずれかに該当する者のうち1人と現に同居し、若しくは同居しようとするものを優先的に選考するものとする。

（1） 18歳未満の児童

（2） おおむね60歳以上の者

6 新規則の施行の日において、汚水処理場を共同で使用する市営住宅における旧規則第13条第2項の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

7 新規則第37条の規定による使用者の決定、新規則第38条の規定による使用者の選考及び新規則第40条の規定による補欠登録者に関する必要な手続その他の行為は、附則第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、新規則の例によりすることができる。

8 平成10年3月31日において、現に附則第3項の市営住宅の敷地の一部を自動車の保管場所として、使用を許可されている者又は当該使用について補欠として登録されている者については、新規則第38条第1項の規定にかかわらず、抽選によ

らず選考するものとする。

- 9 平成10年4月1日前に旧規則の規定によってした請求、手続その他の行為は、新規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成10年3月2日規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月29日規則第18号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第44号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に係る準禁治産者の宣告に関する改正後の相模原市市営住宅条例施行規則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日規則第26号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第23号）

改正

平成22年1月29日規則第2号

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 別表第1第1号の表に掲げる建設に係る市営住宅で、国が定めるシルバーハウジング・プロジェクトに係るライフサポートアドバイザーが福祉サービスを提供する老人世帯向市営住宅についての入居者の選考は、第3条第2項第4号の規定にかかわらず、当分の間、65歳以上の者又は65歳以上の者で配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）若しくは市長が同居する特別の理由があると認める次の各号のいずれかに該当する者のうち1人と現に同居し、若しくは同居しようとするものを優先的に選考するものとする。

（1） 18歳未満の児童

（2） おおむね60歳以上の者

附 則（平成14年9月27日規則第61号）

改正

平成15年11月1日規則第113号

平成22年 1月29日規則第2号

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第31条第1号の改正規定は、平成14年10月1日から、次項の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1号の表に掲げる建設に係る公営住宅及び同表第2号の表に掲げる借上げに係る公営住宅で、国の高齢者住宅等安心確保事業に基づき市が派遣するライフサポートアドバイザーが福祉サービスを提供する老人世帯向公営住宅に入居できる者の条件は、当分の間、条例第6条第2項第2号に規定する者を除き、65歳以上の者又は65歳以上の者で配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）若しくは市長が同居する特別の理由があると認める次の各号のいずれかに該当する者のうち1人と現に同居し、若しくは同居しようとするものとする。

(1) 18歳未満の児童

(2) おおむね60歳以上のもの

附 則（平成15年6月1日規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1(1)の表の改正規定は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成15年11月1日規則第113号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表第1(1)の表の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月30日規則第5号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第6の規定は、平成16年4月分以後の駐車場の使用料について適用し、同年3月分以前の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成16年7月30日規則第61号）

- 1 この規則は、平成16年8月2日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の相模原市家庭保育福祉員に関する規則、相模原市医療費助成条例施行規則、相模原市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、相模原市営斎場条例施行規則、相模原市看護師等修学資金貸付条例施行規則、相模原市市営住宅条例施行規則、相模原市立男女共同参画推進センター条例施行規則、相模原市保健所及び保健センター条例施行規則、相模原市助産の実施及び

母子保護の実施に関する規則、結核予防法の施行に関する規則、相模原市立児童クラブ条例施行規則、相模原市国民健康保険条例施行規則、結核児童療育給付に関する規則、育成医療に関する規則、老人福祉法の施行に関する規則、児童福祉法の施行に関する規則及び母子及び寡婦福祉法の施行に関する規則の規定により定められた様式が残存するときは、当該用紙が残存する間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成17年 1 月 5 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第27号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 6 月30日規則第77号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の相模原市市営住宅条例施行規則の規定は、平成18年 4 月 1 日以後の市営住宅及び共同施設の管理について適用し、同日前の市営住宅及び共同施設の管理については、なお従前の例による。

附 則（平成17年11月 1 日規則第98号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月19日規則第44号）

- この規則中第 1 条の規定は平成18年 3 月20日から、第 2 条の規定は平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 1 日規則第16号）

- 1 この規則中第 1 条の規定は平成19年 3 月11日から、第 2 条及び次項の規定は同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の相模原市市営住宅条例施行規則別表第 6 の規定は、平成19年 4 月分以後の駐車場の使用料について適用し、同年 3 月分以前の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年10月 1 日規則第161号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月 1 日規則第168号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月28日規則第24号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日規則第89号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日規則第2号）

1 この規則は、平成22年2月1日から施行する。ただし、第1条中別表第1第1号の表の改正規定、別表第2第1号の表に南台団地の項を加える改正規定及び別表第6の改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の相模原市市営住宅条例施行規則別表第6の規定は、平成22年4月分以後の駐車場の使用料について適用し、同年3月分以前の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日規則第39号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月30日規則第73号）

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日規則第85号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第35号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月1日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月1日規則第100号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月27日規則第109号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第40条の改正規定は同月3日から、第65条及び第68条の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日規則第3号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第22号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月1日規則第107号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月29日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第6の規定は、平成28年4月分以後の駐車場の使用料について適用し、同月分前の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

（1）建設に係る公営住宅

区分	老人同居世帯向け等として定める 公営住宅	面積	戸数
老人同居世帯向 公営住宅又は多 人数世帯向公営 住宅	富士見団地（昭和55年度建設のもの）	70.6平方メートル	20戸
	東団地（昭和58年度建設のもの）	70.6平方メートル	12戸
	すすきの住宅（平成5年度建設のもの）	77.8平方メートル	5戸
	上九沢団地（平成12年度建設のもの）	79.8平方メートル	5戸
	田名塩田団地（平成12年度建設のもの）	76.1平方メートル	1戸
	田名塩田団地（平成14年度建設のもの）	76.1平方メートル	1戸
	田名塩田団地（平成16年度建設のもの）	76.1平方メートル	1戸
	田名塩田団地（平成18年度建設のもの）	76.3平方メートル	1戸

		80.7平方メートル	1戸
	大野台住宅（平成17年度建設のもの）	72.4平方メートル	1戸
	南台団地（平成21年度建設のもの）	73.2平方メートル	1戸
	南台団地（平成27年度建設のもの）	73.1平方メートル	1戸
		73.2平方メートル	2戸
	並木団地（平成22年度建設のもの）	74.2平方メートル	2戸
身体障害者世帯 向公営住宅	富士見団地（昭和57年度建設のもの）	57.1平方メートル	6戸
	東団地（昭和62年度建設のもの）	57.1平方メートル	2戸
	文京団地（平成元年度建設のもの）	57.1平方メートル	2戸
	石橋団地（平成4年度建設のもの）	57.1平方メートル	2戸
	淵野辺団地（平成3年度建設のもの）	62.4平方メートル	2戸
	すすきの住宅（平成5年度建設のもの）	64.7平方メートル	2戸
	横山住宅（平成6年度建設のもの）	36.9平方メートル	1戸
		65.5平方メートル	2戸
	星が丘住宅（平成8年度建設のもの）	59.1平方メートル	1戸

古淵住宅（平成9年度建設のもの）	60.2平方メートル	1戸
東第2住宅（平成10年度建設のもの）	36.6平方メートル	1戸
	57.4平方メートル	1戸
田中第2住宅（平成10年度建設のもの）	62.4平方メートル	1戸
上九沢団地（平成12年度建設のもの）	38.7平方メートル	2戸
	61.7平方メートル	2戸
上九沢団地（平成14年度建設のもの）	38.7平方メートル	2戸
	61.7平方メートル	2戸
田名塩田団地（平成12年度建設のもの）	43.0平方メートル	2戸
	61.4平方メートル	1戸
田名塩田団地（平成14年度建設のもの）	61.4平方メートル	2戸
田名塩田団地（平成16年度建設のもの）	61.3平方メートル	1戸
	61.6平方メートル	1戸
田名塩田団地（平成18年度建設のもの）	61.4平方メートル	1戸
	61.6平方メートル	2戸

	大野台住宅（平成17年度建設のもの）	47.7平方メートル	1戸
		62.6平方メートル	1戸
	南台団地（平成21年度建設のもの）	52.0平方メートル	4戸
		64.1平方メートル	1戸
	南台団地（平成27年度建設のもの）	52.0平方メートル	5戸
		60.0平方メートル	2戸
		64.1平方メートル	4戸
	並木団地（平成22年度建設のもの）	47.7平方メートル	2戸
		64.6平方メートル	2戸
	老人世帯向公営住宅	文京団地（平成元年度建設のもの）	48.5平方メートル
文京団地（平成2年度建設のもの）		48.5平方メートル	2戸
石橋団地（平成元年度建設のもの）		48.5平方メートル	1戸
石橋団地（平成4年度建設のもの）		48.5平方メートル	2戸
淵野辺団地（平成3年度建設のもの）		50.5平方メートル	20戸
すすきの住宅（平成5年度建設のもの）		53.0平方メートル	5戸

横山住宅（平成6年度建設のもの）	54.3平方メートル	5戸
清新住宅（平成7年度建設のもの）	55.0平方メートル	2戸
星が丘住宅（平成8年度建設のもの）	54.4平方メートル	3戸
古淵住宅（平成9年度建設のもの）	55.7平方メートル	5戸
東第2住宅（平成10年度建設のもの）	52.4平方メートル	10戸
田中第2住宅（平成10年度建設のもの）	55.7平方メートル	9戸
上九沢団地（平成12年度建設のもの）	38.7平方メートル	17戸
	56.2平方メートル	23戸
	56.4平方メートル	2戸
	57.0平方メートル	4戸
上九沢団地（平成13年度建設のもの）	38.2平方メートル	3戸
	38.8平方メートル	4戸
	55.8平方メートル	12戸
上九沢団地（平成14年度建設のもの）	38.0平方メートル	5戸
	38.5平方メートル	4戸

		38.7平方メートル	3戸
		ル	
		55.6平方メートル	4戸
		ル	
		56.0平方メートル	8戸
		ル	
		56.2平方メートル	3戸
		ル	
	田名塩田団地(平成16年度建設のもの)	39.2平方メートル	9戸
		ル	
		55.5平方メートル	3戸
		ル	
		55.7平方メートル	3戸
		ル	
	田名塩田団地(平成18年度建設のもの)	39.2平方メートル	9戸
		ル	
		55.5平方メートル	6戸
		ル	
	大野台住宅(平成17年度建設のもの)	34.4平方メートル	14戸
		ル	
		55.6平方メートル	4戸
		ル	
	南台団地(平成21年度建設のもの)	34.4平方メートル	10戸
		ル	
		35.2平方メートル	8戸
		ル	
		55.6平方メートル	6戸
		ル	
	南台団地(平成27年度建設のもの)	34.4平方メートル	15戸
		ル	

		35.2平方メートル	34戸
		55.6平方メートル	4戸
		57.8平方メートル	2戸
	並木団地（平成22年度建設のもの）	32.2平方メートル	9戸
		35.3平方メートル	3戸
		54.5平方メートル	5戸

(2) 借上げに係る公営住宅

区分	老人同居世帯向け等として定める 公営住宅	面積	戸数
老人世帯向公営 住宅	あじさい住宅上鶴間（平成5年度建設のもの）	30.3平方メートル	14戸
		35.5平方メートル	5戸
	あじさい住宅東橋本（平成6年度建設のもの）	34.1平方メートル	16戸
		41.0平方メートル	2戸
	あじさい住宅陽光台（平成7年度建設のもの）	31.5平方メートル	12戸
		43.0平方メートル	6戸
	あじさい住宅相模台（平成8年度建設のもの）	34.0平方メートル	14戸

		40.1平方メートル	5戸
あじさい住宅富士見(平成8年度建設のもの)		32.5平方メートル	12戸
		42.9平方メートル	3戸
あじさい住宅古淵(平成9年度建設のもの)		31.5平方メートル	15戸
		43.0平方メートル	3戸
あじさい住宅二本松(平成9年度建設のもの)		30.9平方メートル	14戸
		42.8平方メートル	4戸
あじさい住宅上溝(平成10年度建設のもの)		31.5平方メートル	12戸
		43.0平方メートル	6戸
あじさい住宅大島(平成11年度建設のもの)		34.9平方メートル	14戸
		43.4平方メートル	6戸
あじさい住宅上溝東(平成12年度建設のもの)		33.7平方メートル	16戸
		43.6平方メートル	3戸
あじさい住宅コンフォールさがみ南(平成11年度建設のもの)		37.9平方メートル	28戸
		49.5平方メートル	19戸

	淵野辺本町住宅(平成12年度建設のもの)	42.1平方メートル	3戸
	あじさい住宅下溝(平成13年度建設のもの)	33.0平方メートル	15戸
		47.9平方メートル	3戸
	あじさい住宅相武台(平成14年度建設のもの)	33.9平方メートル	15戸
		44.2平方メートル	4戸
身体障害者世帯 向公営住宅	あじさい住宅コンフォールさがみ南(平成11年度建設のもの)	39.8平方メートル	2戸
		49.9平方メートル	1戸
	淵野辺本町住宅(平成12年度建設のもの)	66.4平方メートル	1戸
	あじさい住宅相武台(平成14年度建設のもの)	44.2平方メートル	1戸

別表第2(第20条関係)

(1) 建設に係る公営住宅

名称	対象住戸	条例第16条第2項の規定により規則で定める数値
鳩川住宅	全戸	0.96
田中住宅	全戸	0.96
大島団地	全戸	0.92又は0.96
富士見団地	全戸	0.96又は1
東団地	全戸	0.96又は1
文京団地	全戸	0.96又は1
二本松団地	全戸	0.96又は1

石橋団地	1号棟・2号棟	0.96又は1
石橋団地	3号棟	1
淵野辺団地	全戸	1
すすきの住宅	全戸	1
横山住宅	全戸	1
清新住宅	全戸	1
星が丘住宅	全戸	1
古淵住宅	全戸	1
東第2住宅	全戸	1
田中第2住宅	全戸	1
上九沢団地	全戸	0.97
田名塩田団地	全戸	1
大野台住宅	全戸	1
南台団地	全戸	1
並木団地	全戸	1
中原団地	全戸	0.86
甘草塚住宅	全戸	0.80
間の原住宅	全戸	0.80
小網第1団地	全戸	0.74
小網第2団地	全戸	0.70
森戸団地	全戸	0.68
仲町第1団地	全戸	0.68
仲町第2団地	全戸	0.68
仲町第3団地	全戸	0.68
仲町第4団地	全戸	0.68
上町団地	全戸	0.69
里之上団地	全戸	0.69
奈良井団地	全戸	0.70
川坂団地	全戸	0.70又は0.74
三ヶ木団地	全戸	0.69

串川第2団地	全戸	0.65
串川第3団地	全戸	0.65
青根第1団地	全戸	0.65
青根第2団地	全戸	0.66又は0.70
青根第3団地	全戸	0.65
青根第4団地	全戸	0.65
平戸住宅	全戸	0.70
松葉住宅	全戸	0.70
内郷住宅	全戸	0.80
藤野住宅	全戸	0.73
沢井住宅	木造平屋建	0.72
	木造2階建	0.79
佐野川住宅	木造平屋建	0.68
	木造2階建	0.75

(2) 借上げに係る公営住宅

名称	対象住戸	条例第16条第2項の規定により規則で定める数値
あじさい住宅上鶴間	全戸	1
あじさい住宅東橋本	全戸	1
あじさい住宅陽光台	全戸	1
あじさい住宅富士見	全戸	1
あじさい住宅相模台	全戸	1
あじさい住宅古淵	全戸	1
あじさい住宅二本松	全戸	0.99
あじさい住宅上溝	全戸	1
あじさい住宅大島	全戸	0.95
あじさい住宅上溝東	全戸	1
あじさい住宅コンフォールさがみ南	全戸	1

淵野辺本町住宅	全戸	1
あじさい住宅下溝	全戸	1
あじさい住宅相武台	全戸	1

(3) 準公営住宅

名称	対象住戸	条例第16条第2項の規定により規則で定める数値
上九沢団地	全戸	0.97

別表第3(第44条関係)

名称	管理開始年度	面積	戸数	月額家賃
上九沢団地	平成15年度	66.9平方メートル	1戸	81,700円
		67.2平方メートル	7戸	82,100円

別表第4(第46条関係)

所得の額	所得の区分
186,000円以下	ア
186,000円を超え214,000円以下	イ
214,000円を超え259,000円以下	ウ
259,000円を超え350,000円以下	エ
350,000円を超え487,000円以下	オ

別表第5(第46条関係)

名称	管理開始年度	面積	所得の区分	入居者負担額
上九沢団地	平成15年度	66.9平方メートル	ア	65,300円
			イ	68,900円
			ウ	73,100円
			エ	79,500円

			才	81,700円
		67.2平方メートル	ア	65,800円
			イ	69,500円
			ウ	73,700円
			エ	80,100円
			オ	82,100円

別表第6（第60条関係）

名称		種別	使用料
住宅（団地）	駐車場		
富士見	第1駐車場	平面	円 10,000
	第2駐車場		
	第3駐車場		
	第4駐車場		
	第5駐車場		
	第6駐車場		
	第7駐車場		
	第8駐車場		
東	第1駐車場	平面	10,100
	第2駐車場		
	第3駐車場		
	第4駐車場		
	第5駐車場		
	第6駐車場		
	第7駐車場		
文京	第1駐車場	平面	8,400
	第2駐車場		
	第3駐車場		
二本松	第1駐車場	平面	6,400
	第2駐車場		

	第3駐車場		
石橋	第1駐車場	平面	6,500
	第2駐車場		
	第3駐車場		
淵野辺		平面	7,600
すすきの		平面	7,800
横山		平面	8,000
清新		機械式上段	9,000
		機械式下段	6,500
星が丘		平面	7,000
		機械式上段	
		機械式下段	5,100
古淵		平面	9,300
		機械式上段	
		機械式下段	6,700
東第2		平面	10,100
		機械式上段	
		機械式下段	7,300
田中第2		平面	6,000
		機械式上段	
		機械式下段	4,300
上九沢	軽自動車用駐車場	地下式	5,000
	普通自動車及び小型 自動車用駐車場	地下式	5,600
田名塩田	軽自動車用駐車場	平面	4,500
		屋根付き	5,100
	普通自動車及び小型 自動車用駐車場	平面	5,100
		屋根付き	5,700
大野台		平面	7,600
南台		平面	10,400

	屋根付き	11,600
並木	平面	9,500
	屋根付き	10,600
中原	平面	5,200
間の原	平面	5,400
小網第1	平面	5,000
内郷	平面	3,100
	屋根付き	3,400

別記様式（第67条関係）